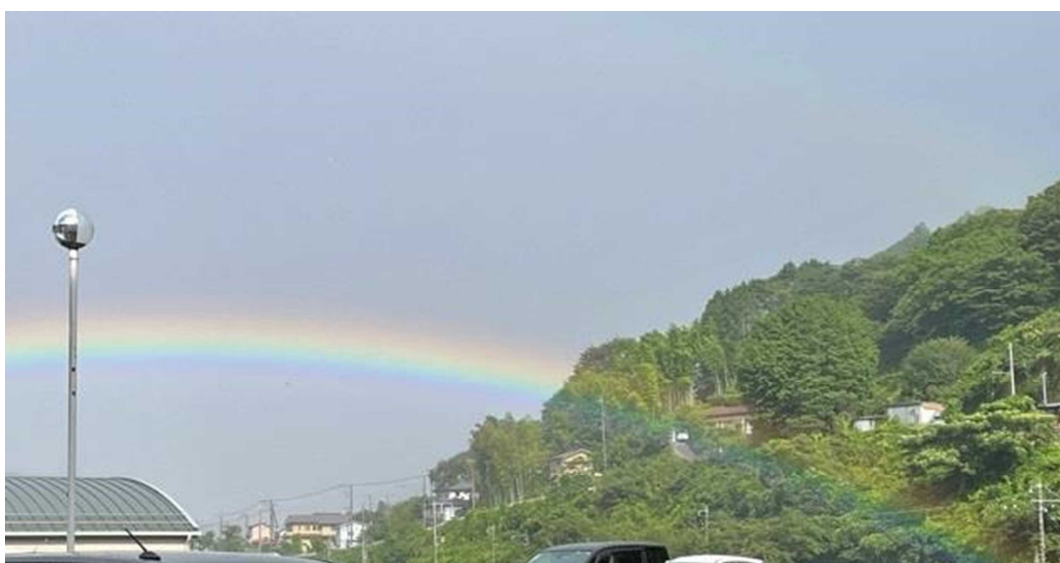


第5次

小 山 町

男女共同参画社会づくり 行動計画



令和4年3月

静岡県 小山町

はじめに

「第4次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」を、平成29年3月に策定してから5年が過ぎ、時代は平成から令和へと変わりました。

小山町では、東京2020オリンピック・パラリンピックが、1年の延期を経て無事開催されましたが、オリンピック・パラリンピック開催にあたり、「いかなる差別をも受けることなく」と定める五輪憲章に反する女性蔑視とも取れる発言があり、改めて日本社会のジェンダー平等に向けた意識改革の必要性が課題となりました。

また、新型コロナウイルス感染拡大による影響で、雇止めやDVの増加、それに伴う女性の自殺者数の急増等、日本社会が抱える男女格差が浮き彫りになり、男女共同参画社会の実現の重要性が再認識されることとなりました。

また、近年の異常気象によって各地で災害が多発していますが、ここでも避難所運営や防災備蓄品等で、男女共同参画の視点の必要性がクローズアップされてきています。

更には、性の多様性をめぐる理解と尊重も、現代社会に欠かせない大きな課題として、その取り組みが問われているところです。

小山町では、講演会の開催や、子育て支援サービスの充実、男女間の暴力根絶のための啓発活動等、様々な施策に取り組んでまいりました。

少しずつ男女共同参画の意識が町民に浸透してきていますが、いまだ十分とは言えず多くの課題があり、一層の施策の展開を図る必要があります。

このため、社会経済情勢の変化に的確に対応し、さらなる男女共同参画の推進を図ることを目的に、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」を策定しました。

町民の皆さまをはじめ、事業所、関係機関の方々との連携を図りながら、町を挙げて計画を推進してまいりたいと考えておりますので、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり御尽力を賜りました小山町男女共同参画推進協議会の皆様、また意識調査アンケートを通じて貴重な御意見をいただきました町民の皆様、町内事業者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

小山町長 池谷 晴一

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 計画策定の背景について	2
2 小山町の状況	5
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 計画の基本的な考え方について	8
2 第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定にあたって	11
第3章 基本計画	12
1 基本計画体系図	13
数値目標(指標)	14
2 施策の展開	
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	16
基本目標2 男女共同参画の理解促進と女性が参画できる社会づくり	22
基本目標3 だれもがいきいきと安心して暮らせる環境づくり	29
第4章 計画の推進方法	48
計画の推進方法について	49
<参考資料>	50
男女共同参画社会基本法	51
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	56
第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定の経過	64
小山町男女共同参画推進協議会設置要綱	65
小山町男女共同参画推進協議会名簿	66

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の背景について

◆世界

国際連合は昭和50年(1975年)を国際婦人年と定め、その後10年間を「国連婦人の10年」とし、世界で男女平等への取組が進められました。

それ以降、昭和54年(1979年)に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の採択、昭和60年(1985年)に「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択、平成7年(1995年)には、国際的な女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成12年(2000年)に、各国の決意表明や理念を掲げた「政治宣言」と行動綱領の実施を促す「成果文書」が採択され、平成17年(2005年)には、「北京宣言及び行動綱領」を再確認し、これらの完全実施に向けた宣言が採択されました。

平成22年(2010年)には、「女性リーダーズネットワーク会合」が開催され、経済活動への女性参画推進に向けた政策提言がなされました。

平成27年(2015年)の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択されました。これは、17の目標と169のターゲットからなり、目標の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」があります。

◆日本

昭和50年(1975年)に「国連婦人の10年」の決定を受けて、日本では昭和52年(1977年)に「国内行動計画」を定め、女性の地位向上に関する基本方針と課題が示されました。

その後、昭和60年(1985年)には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下、男女雇用機会均等法)」の制定など国内法の整備を経て、この年に「女子差別撤廃条約」に批准しました。

平成11年(1999年)に「改正男女雇用機会均等法」が施行され、同年6月には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行、平成12年(2000年)には男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

平成17年(2005年)には、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、平成19年(2007年)には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定されました。

平成22年(2010年)には、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、平成27年(2015年)9月に、職業生活において女性がその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍でき

る環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」が制定されました。また、同年「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

令和2年（2020年）12月には、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響や、人口減少社会、デジタル化社会への対応、女性の視点からの防災の必要性などの社会情勢の変化を踏まえて「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、令和3年（2021年）には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、小山町でも自転車競技がコロナ禍の中、開催されました。この大会の基本コンセプトの1つに「多様性と調和」が掲げられています。

◆静岡県

静岡県では、昭和52年（1977年）、労働部への婦人問題担当窓口の設置以降、昭和55年（1980年）生活環境部への婦人対策室の設置、平成11年（1999年）生活・文化部への県民生活総室女性政策室の設置まで、順次女性行政の推進体制に関する整備が図られてきました。

また、昭和61年（1986年）には、「婦人のための静岡県計画」、平成5年（1993年）には女性行政の推進の核となる女性総合センター（平成15年に男女共同参画センターに改名）「あざれあ」を開館するとともに、「静岡県女性行政推進会議」が組織され、その後平成8年（1996年）には、県民、市町村、企業などの実践行動のガイドラインとなる「男女が共に創るしずおかプラン」、平成12年（2000年）には「男女が共に創るしずおかプラン・第2次アクションプログラム」が策定され、女性行政の総合化、施策の方向等が示されました。

さらに、平成13年（2001年）には、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年（2003年）には、「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか 2010”」が策定されました。

平成23年（2011年）には、平成23～令和2年度（2011～2020年度）を計画期間とする「第2次静岡県男女共同参画基本計画」を策定し、平成28年（2016年）には、女性活躍推進法に基づき、平成28～令和2年度（2016～2020年度）を第1期の計画期間とする「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を策定し、令和3年（2021年）2月に令和3～7年度（2021～2025年）を計画期間とする「第3次静岡県男女共同参画基本計画」が策定されました。

◆小山町

国が策定した「男女共同参画 2000 年プラン」では、住民に直接携わる市町村においても同様の取り組みを行うよう要請しており、また、「男女共同参画社会基本法」でも、市町村における計画策定の努力義務が定められました。

小山町においても平成11年（1999年）に「男女共同参画計画」の策定に着手し、庁内検討組織の「小山町男女共同参画社会づくり行政委員会」と住民意見を反映させるための町内関係団体・機関の代表者や有識者等による「小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定委員会」を発足させ、平成12年（2000年）に平成13年度から平成17年度を計画期間とする「小山町男

女共同参画社会づくり行動計画」を策定しました。その後、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「第2次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」、平成23年度から平成28年度までの6年間を計画期間とする「第3次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」、平成29年度から平成33年度(計画書のまま)までを計画期間とする「第4次小山町総合計画後期基本計画」と、男女共同参画社会づくりを積極的に推進してきました。

第4次行動計画期間が令和3年度末で終了するため、町民や事業所代表者等で構成する『小山町男女共同参画推進協議会』において意見を伺いながら、近年の社会動向に対応するため、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」(案)を立案しました。

その後、計画(案)に対するパブリックコメントを実施して広く意見を募集しましたが、寄せられた意見・質問等はありませんでした。

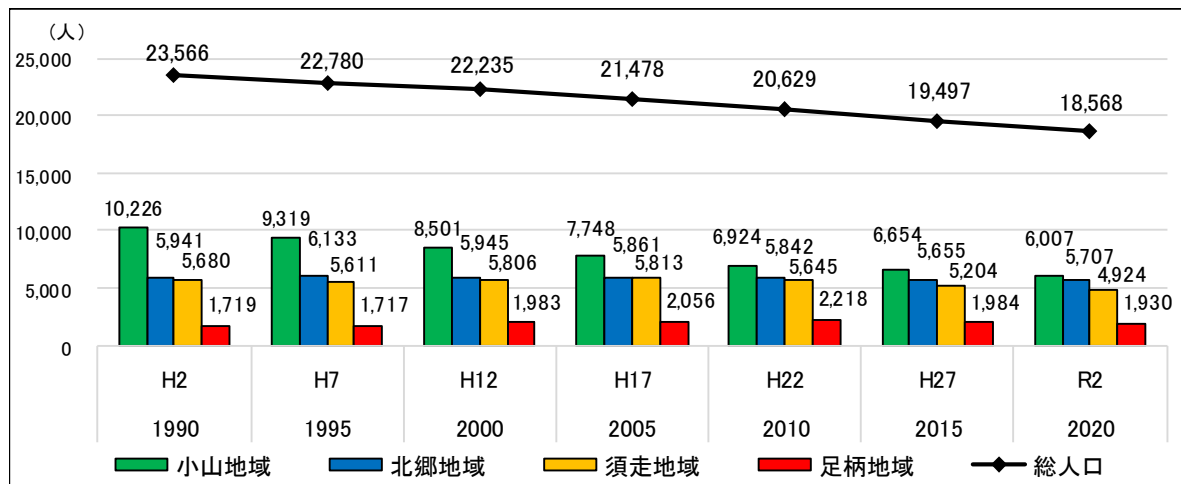


1 小山町の状況

(1) 人口特性

小山町の総人口は、国勢調査によると平成2年以降毎回減少傾向にあります。特に、小山地域（成美・明倫）の減少幅が大きくなっています。

■ 総人口と地域別人口の推移

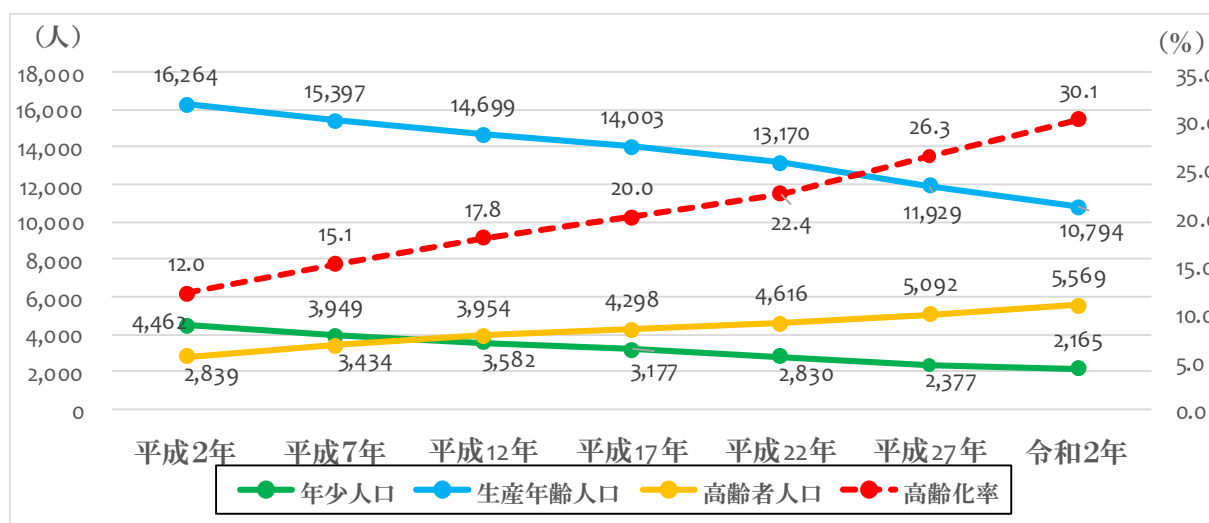


資料：国勢調査

15歳未満人口（年少人口）と15～64歳人口（生産年齢人口）は平成2年調査以降ともに減少しています。

一方で、65歳以上人口（高齢者人口）は増加を続け、平成12年には年少人口を逆転し、高齢化率は平成2年の12%から30%と、2.5倍になりました。

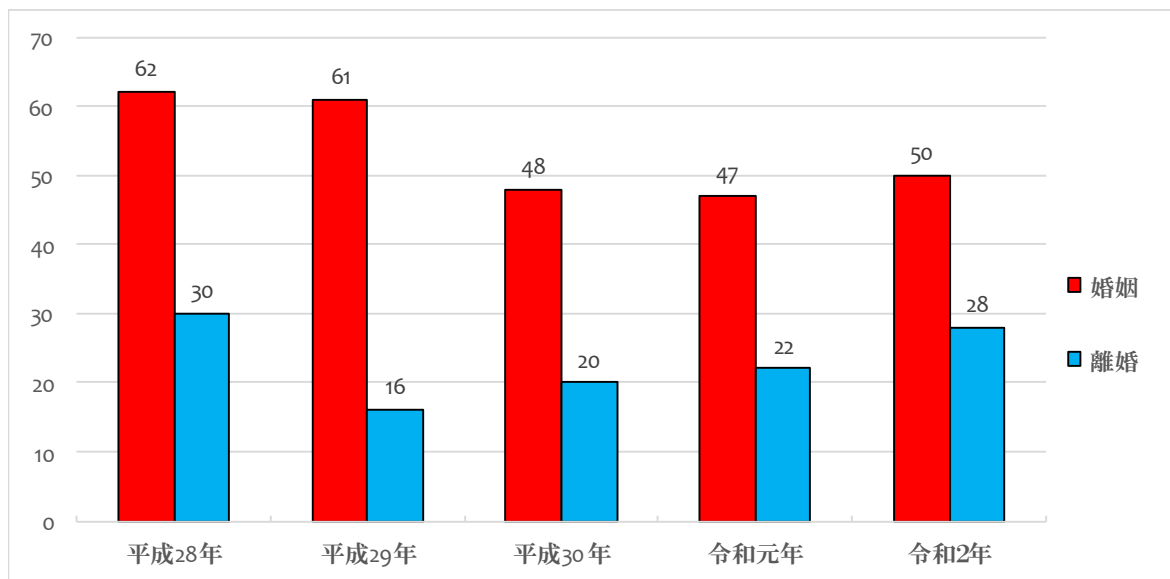
■ 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

(2) 婚姻・離婚の推移

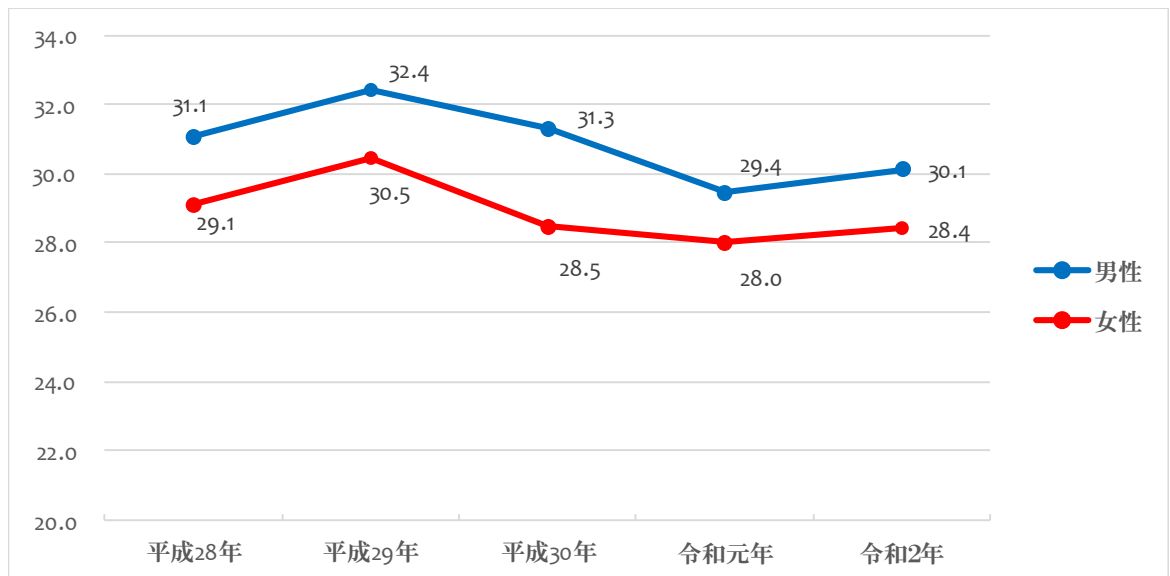
(件)



資料：人口動態統計

(3) 平均初婚年齢の推移

(歳)



資料：人口動態統計

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方について

(1) 男女共同参画社会の実現にあたって

「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。すなわち、男女の人権が等しく尊重され、社会参加の意欲にあふれた女性が自らの選択によっていきいきと活躍でき、男性も家庭や地域での役割を担い、お互いが支えあい、利益も責任も分かち合える、いわば、男女のイコール・パートナーシップ¹で築き上げるバランスのとれた社会です。

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入している現状において、社会の多様性と活力を高めた豊かな社会の実現や、あらゆる機会の平等を確保するといった観点から、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が不可欠となっています。

しかし、我が国の現状を見ると、諸外国の男女共同参画推進のスピードに付いてゆけず、令和元年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、153 か国中、121 位となっています。我が国における取組が未だ十分ではない要因としては、①政治分野において立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なこと、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントが存在すること等、②経済分野において女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上であること、そして、③社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が存在していること等が考えられると、国の「第5次男女共同参画基本計画」にあります。

そのために、私たち一人ひとりが固定的な男女の役割分担意識を改め、男女が政治の場や職場、地域、家庭でともに活躍し、いきいきと充実した人生を送ることができる社会の実現をめざすことが重要課題となっています。

また、国際的な感染症の影響により国内において顕著化した問題や、災害における避難所運営等、解決しなければならない新たな課題も出てきています。

こうした点を踏まえ、令和3年5月に行った「町民意識調査」と、8月に本協議会が独自で行った意識調査及び「事業所意識調査」の結果と、上記の社会経済情勢の変化等に対応し、本町におけるさらなる男女共同参画の推進をめざして、「第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」を策定します。

(2) 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国の「男女共同参画基本計画」及び「女性活躍推進法」、並びに県の「男女共同参画基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推

¹ イコール・パートナーシップ【Equal Partnership】：「対等で友好的な関係」のこと。

進に関する計画」を勘案しつつ、小山町総合計画をはじめとする町の各種計画との整合性をはかり、町における男女共同参画社会の形成を推進するための計画であるとともに、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画としての性格を併せもつものです。

また本計画は、小山町における男女共同参画社会を実現するために、町民や行政、事業所、各種団体等が一丸となって取り組んでいく方策や、行政が主体となって取り組んでいく具体的な施策を明らかにするものです。

（３） 将来像及び基本目標

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いを認め尊重し、支え合うことにより、いきいきと暮らせる環境を形成していくことが必要です。そこで、本計画では基本的に前計画を引き継ぎつつ近年の状況を勘案しながら、第5次総合計画の基本目標である「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」の実現を目指して、次の将来像及び基本目標を設定し、男女共同参画社会づくりに取り組みます。

また、この将来像を実現するために、男女の固定的な役割の意識改革を図るとともに、個々に応じた適切なワーク・ライフ・バランス²を整えられる職場・社会環境を目指します。

第5次総合計画の基本目標 「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」

<将来像>

『だれもがともに支えあい、いきいきと暮らせる社会』

<基本目標>

1. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
2. 男女共同参画の理解促進と女性が参画できる社会づくり
3. だれもがいきいきと安心して暮らせる環境づくり

まず第1として、男女という性別にとらわれず、個人の人権尊重と男女共同参画の意識をつくり、その上で男女が共に参画できるような社会の体制をつくり、だれもがいきいきと生活できるような環境をつくる目標を設定するものです。

² ワーク・ライフ・バランス【work-life balance】：「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」とのこと。

（４） 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度(2022年)から令和8年度(2026年)までの5年間とします。ただし、小山町総合計画の改定等、男女共同参画社会づくり行動計画の推進にかかる状況の変化が生じた場合は、速やかに見直しを行うものとします。

本計画の本文に表記される性別について、「女性」は「性自認を女性とする人」を、「男性」は「性自認を男性とする人」を指し、「男女」は、「性自認が女性、または男性に固定されない人、あるいは固定を望まない人」も含む「すべての人」を指すものとします。



2 第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定にあたって

● 本計画書で使用している毎年実施する『町民意識調査』について

- ◇ 令和3年5月に、20歳以上の町民を対象に1,500人を無作為に選び、調査を行いました。
- ◇ 結果 回答者数:707人(回答者の男女比:男性48%、女性50%、無回答2%)
回収率:47%

● 本計画書で使用している5年に1度、小山町男女共同参画推進協議会が実施する『本協議会町民意識調査』について

- ◇ 令和3年8月に、18歳以上の町民を対象に1,000人を無作為に選び、調査を行いました。
- ◇ 結果 回答者数:365人(回答者の男女比:男性50%、女性48%、無回答2%)
回収率:37%

● 本計画書で使用している「男女共同参画社会づくり『事業所意識調査』」について

- ◇ 令和3年8月に、町内事業所を対象に100件を選び、調査を行いました。
- ◇ 結果 回答件数:61件 回答率:61%

※いずれの調査も、比率は百分比であらわし、小数点第1位を四捨五入していますので、百分比の合計が100%にならない場合があります。

※一部の設問において複数回答されている項目があり、その百分比の合計は100%を超える場合があります。

● 表示説明【 施策の内容に関する区分について 】

- ◇ 継続・・・平成28年度策定の「第4次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」から引き継いだ事業
- ◇ 見直し・・・平成28年度策定の「第4次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」の内容を見直し、本計画（「第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」）において実施する事業
- ◇ 新規・・・本計画（「第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」）において、新たに実施する事業、または新たに掲載する事業

第3章 基本計画



1 基本計画体系図

将来像：だれもがともに支え合い、いきいきと暮らせる社会の実現

基本目標	施策の方針	施策の方向
1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画に対する意識改革をすすめる	① 広報・意識啓発活動の充実
		② 男女共同参画社会に関する国際的協調
	(2) 男女の人権を尊重する教育や学習の充実を図る	① 生涯を通じた男女共同参画の理解の促進
		② 男女共同参画の理解促進のための教育・学習の充実
2 男女共同参画の理解促進と女性が参画できる社会づくり	(1) 政策・方針決定の場に男女が自らの意思で参画できる体制づくりをすすめる	① 政策・方針決定過程における女性の参画拡大
		② 職場における男女共同参画の推進
	(2) 地域活動における男女共同参画を促進する	① 地域活動への男女共同参画の推進
		② 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
3 だれもがいきいきと安心して暮らせる環境づくり	(1) 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくりをすすめる	① 男女の平等な雇用機会と待遇の確保
		② 働きたい女性のための就業援助の充実
		③ 多様な就業形態への支援
	(2) 仕事と生活の調和をめざす	① 仕事と育児・介護の両立に対する支援
		② 妊娠・出産・育児に対する支援
		③ ひとり親家庭等への支援
		④ 男性の男女共同参画の促進
	(3) 生涯にわたる健康支援と社会福祉の充実をすすめる	① 生きがいと健康づくりの支援
	(4) 性差に関する差別のない社会をめざす	① 性的少数者(LGBT)への理解促進
	(5) 男女間の暴力の根絶をめざす	① 男女間における暴力等人権侵害排除に向けた取組の推進

数値目標（指標）

基本目標等No.	指標No.	指標名	現状値(R3)	目標値(R8)	指標の説明
1- (1)	1	「男女共同参画社会」という用語の周知度（％）	50	80	町民意識調査において、用語を「知っている」と答えた人の割合
	2	出産前教育の開催（回） ※各学校等における実施回数	1 (R2)	2	小・中・高等学校等において、児童・生徒に行う妊娠・出産に関する性教育の回数
1- (2)	3	「社会全体」における男女の平等感（％）	14	25	町民意識調査で、「社会全体」において「男女が平等」とする町民の割合
	4	男女共同参画社会づくり宣言事業所（事業所数）	5	10	男女共同参画社会実現に向け積極的に取り組むことを宣言した事業所・団体
2- (1)	5	審議会等の女性委員比率（％）	21	30	町が設置する審議会等の女性委員の比率
	6	仕事上の意思決定に男女が参加できる仕組みづくりをしている事業所の割合（％）	62	80	意思決定に男女が参加できる仕組みづくりをしているとアンケートで答えた事業所の割合（％）
2- (2)	7	ボランティア支援センター登録団体数	20	25	ボランティア支援センターによるボランティア登録団体数
	8	女性防災リーダーの配置割合（％）	63	100	町内 40 の自主防災組織において女性防災リーダーが配置されている割合
	9	女性消防団員数（人）	8	10	女性消防団に加入した町民の数
3- (1)	10	再雇用制度を行っている事業所の割合（％）	29	50	アンケートで、再雇用制度を定めている、または慣習として行っていると答えた事業所の割合（％）
	11	就労支援講座開催（回）	0	1	就労、再就職を希望する町民に対して行う就労支援講座
3- (2)	12	ファミリー・サポート・センター受託会員数(人)	37	50	ごてんば・おやまファミリー・サポート・センターに登録している受託会員数
	13	放課後児童クラブの実施（箇所）	5	5	各小学校区にある放課後児童クラブの継続的实施
	14	パパママ学級の参加者数の割合（％）	25 (R2)	50	出産・育児等に関する知識の普及を図るためのパパママ学級への参加者数

基本目標 等No.	指 標 No.	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	指標の説明
3- (2)	15	介護予防普及啓発事業の 実施（回）	72 (R2)	85	町民を対象とした介護予防普 及啓発事業の回数
	16	男性の「育児休暇」の取 得率（％）	16	50	事業所意識調査で「育児休暇」 を取得した男性の割合（％）
3- (3)	17	町民講座の実施（回）	3	4	生涯学習事業として行ってい る町民向けの講座の実施
	18	がん検診受診率（％）	29	50	がん（肺、胃、大腸、乳、子宮） 検診の平均受診率
	19	ふれあい茶論 ^{サロン} 実施（回）	86	100	高齢者を対象とした公民館等 でのサロン活動の実施
	20	相談窓口の開設（回）	週 1	週 1	福祉総合相談窓口の実施
3- (4)	21	ジェンダー・ＬＧＢＴと いう用語の周知度（％）	53	80	町民意識調査において、用語 を「知っている」と答えた人の 割合
	22	ＤＶ被害経験者（％）	4	0	町民意識調査で「暴力を受け たことがある」とした町民の 割合

※「現状値」に「R2」と記載してある数値は、令和３年度の数値が確定していない
ため、令和２年度の確定値を表記してあるものです。

2 施策の展開



基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

時代とともに男女平等に対する意識は高まっていますが、依然として「男性は仕事、女性は家庭」といった考え方に代表される性別役割分担意識は、社会の習慣やしきたりの中に根強く残っています。

また、男女にとらわれず性的少数者等への理解促進も重要となっており、あらゆる人の人権尊重のもと、一人ひとりの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会実現のために、あらゆる場面における男女の平等と自立に対する意識の改革をすすめます。

(1) 男女共同参画に対する意識改革をすすめる

町民意識調査で「社会全体における男女の平等感」について質問したところ、平成28年に比べると「女性が優遇」と答えた人の割合が多少増えていますが、「男性が優遇」と答えた人の割合は依然として多い状況が続いています。(図 1-1)

そこで、さまざまな媒体や機会を利用し、広報・意識啓発活動に努め、社会の習慣やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担意識等の解消など、各年代に合わせた男女共同参画のための意識づくりをすすめます。また、男女共に性の特徴を学びあい、互いに人間として尊重し、理解し合える生活態度を育てよう努めます。

また、国際社会への理解は、地域社会の男女共同参画推進のためにも必要です。町では、さまざまな機会を通し、異なる文化や風俗、習慣を持つ人々との交流促進および情報提供をすることにより、お互いの考えや生活を尊重し、理解し合うことができるよう努めます。

平成27年には、国連サミットにて17の持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、その中の一つに「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。そこで、国際社会が一丸となって男女共同参画の推進に取り組んでいます。本計画は、世界の潮流と歩をあわせて、男女共同参画社会づくりを推進し、よってSDGsの達成に寄与するものです。

◆SDGsとは

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)に国連サミットで採択された、令和12年(2030年)までの、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のことです。

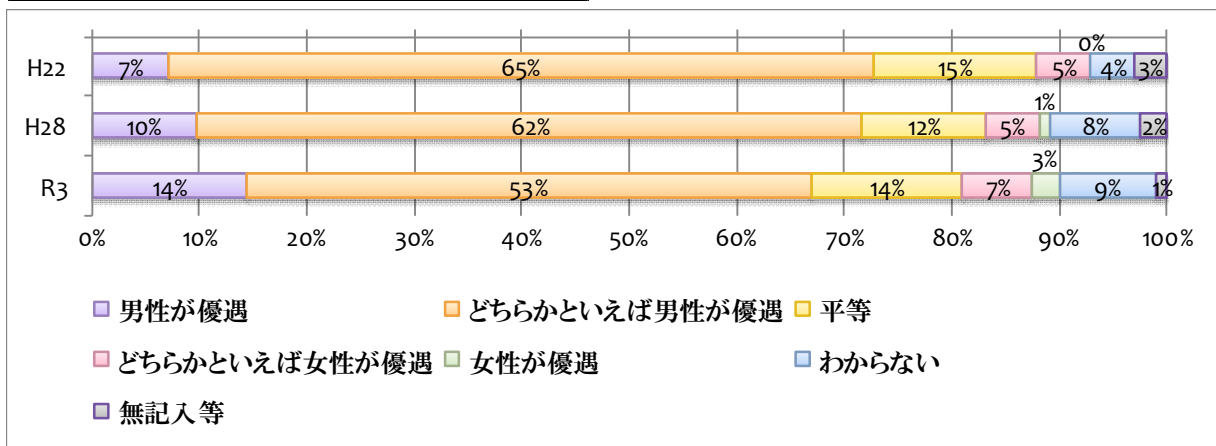
17のゴールを定め、その中の1つに、「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

そのゴール中に、「あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する」「各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介

「護や家事労働を認識・評価する」「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」等があります。



図 1-1：社会全体における男女の平等感



町民調査調査 (H22, H28) 本協議会町民意識調査 (R3)

目標(指標)

指標No.	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	指標の説明
1	「男女共同参画社会」という用語の周知度(%)	50	100	町民意識調査において、「男女共同参画社会」という用語を「知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合
2	出産前教育の開催(回) ※各学校等における実施回数	1 (R2)	2	小・中・高等学校等において、出産前の児童・生徒に行う妊娠・出産に関する性教育の回数

① 広報・意識啓発活動の充実

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	広報紙・ホームページ等による啓発 ・町の広報紙やホームページ等を活用し、町民や事業所等に対し、広く男女共同参画に関する情報提供を行い、意識啓発に努めます。	継続	生涯学習課
イ	男女共同参画に関する講演会の開催及び支援 ・男女共同参画に関する講演会の開催を行うとともに、開催情報の周知を広く行い、町民の受講の機会を増やします。	継続	生涯学習課
ウ	性に対する理解と認識 ・健康増進課等から派遣される講師等と、小・中・高等学校が連携し、学校教育における妊娠・出産に関する正しい知識の育成を推進します。	継続	健康増進課 こども育成課

② 男女共同参画社会に関する国際的協調

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	国際社会における多様な価値観に対する理解の促進 ・町のホームページ等を活用し、国際社会における男女共同参画に関する取り組みや、国際的な視点から見た日本及び他国の現状等に関する情報提供を行い、理解を深めるとともに、男女共同参画社会づくりに関する啓発を行います。	継続	生涯学習課
イ	学校教育における国際理解の促進 外国人を招いた活動や ALT ³ とのチーム・ティーチング ⁴ などを実施し、学校教育における児童及び生徒の国際理解を深める活動を行います。	継続	こども育成課

³ ALT【Assistant Language Teacher】: 外国人指導助手。職務内容は、小学校での外国語活動の補助、中学校での英語授業の補助等。

⁴ チーム・ティーチング【Team Teaching】: 複数の先生でチームをつくり、学級の指導に協力してあたること。

（２） 男女の人権を尊重する教育や学習の充実を図る

少子高齢化の進行や家族形態が多様化する中で、男女があらゆる分野の活動へ共に参画していくためには、家庭や職場、地域、教育の場等、さまざまな生活の場においてお互いに協力し、責任を担う必要があります。

町民意識調査で「人権の尊重、男女平等を推進する教育を行うところ」について質問したところ、回答の割合が最も高かったのは、こども園、小・中学校、高等学校などの教育の場で行うべきとの考えでした。加えて、職場などの社内教育の場において行うべきと考える人の割合が、平成22年の2%、平成28年の14%、そして今回の調査では22%と急激に増加してきています。

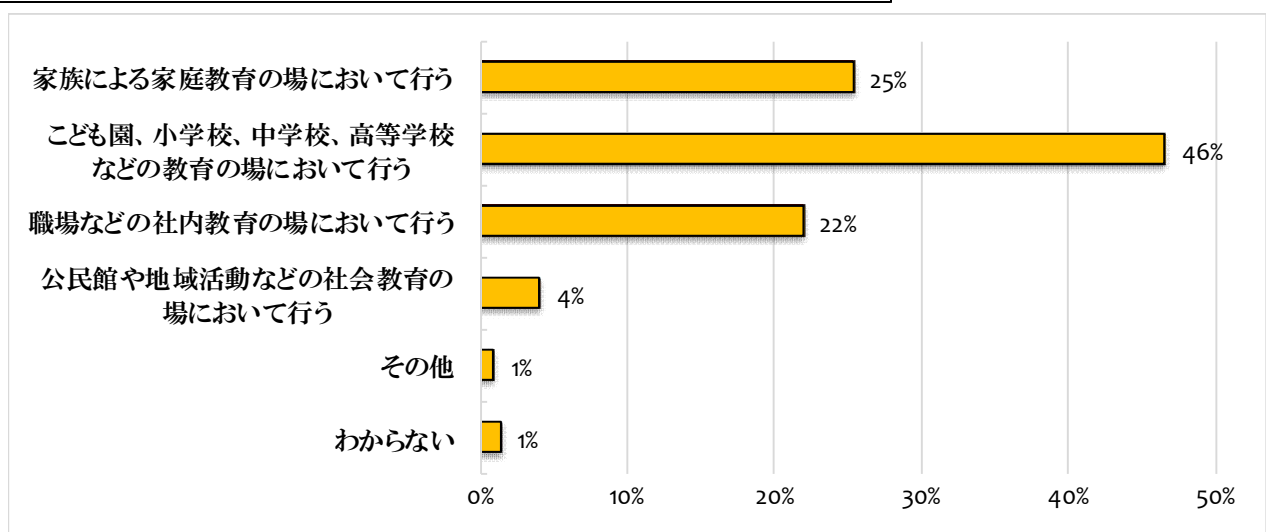
（図 1－2）

教育基本法においては「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせる」とされており、家庭教育は子どもが基本的な生活習慣、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力なども、家庭教育の基礎の上に培われるものと考えられています。

このため、家庭や地域において幼いころから男女平等の意識を形成できるような教育・学習の充実に努めるとともに、性別にかかわらず自立した個人として家庭・地域・職場を担う人材が育つように、学校教育の場における個人の尊厳や男女平等に関する教育の充実を図ります。

また、事業所等に対して男女平等の意識づくりを促進する働きかけを行うことが重要であるとともに、家庭や地域などのさまざまな生活の場において、生涯を通じた男女平等意識の促進を図ります。

図 1-2：人権の尊重、男女平等を推進する教育を行うところ



本協議会町民意識調査（R3）

目標(指標)

指標No.	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	指標の説明
3	「社会全体」における男女の平等感(%)	14	25	町民意識調査で、「社会全体」において「男女が平等」とする町民の割合
4	男女共同参画社会づくり宣言事業所(事業所数)	5	10	男女共同参画社会実現に向け積極的に取り組むことを宣言した事業所・団体

① 生涯を通じた男女共同参画の理解の促進

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	家庭教育学級における啓発 ・家庭教育学級において、母親以外の参加者層の拡大をはかるとともに、男女共同参画をテーマに取り上げるなど、学習内容の充実を図ります。	継続	生涯学習課
イ	家庭生活における啓発 ・妊娠出産について夫の協力や理解を深めるための学習機会を提供し、夫婦での子育ての推進を図ります。	継続	健康増進課
ウ	社会教育における啓発 ・講座の開催など、社会教育事業等を通じて、生涯にわたる男女共同参画の意識啓発に努めます。また、性別にとらわれない人権思想の啓発を行います。	継続	生涯学習課 社会福祉協議会
エ	事業所における啓発 ・事業活動において、男女が平等に参画できる機会が確保できるよう、啓発に努めます。 ・町内事業所等に対し、隔年で男女共同参画に関するアンケート調査を行い、就職や職場における女性活躍の推進について啓発を行うとともに、職場内での意識の向上をはかります。	継続 継続	商工観光課 生涯学習課

② 男女共同参画の理解促進のための教育・学習の充実

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	人権尊重教育の推進 ・男女差別、いじめ問題など、人権問題の解消を目指して相互に理解しあう男女平等教育を推進します。	継続	こども育成課
イ	男女共同参画の視点に立った進路指導 ・児童や生徒、一人ひとりの希望や個性、能力を尊重した教育の実施・進路指導や生活指導に努めます。	継続	こども育成課
ウ	保護者への意識啓発 ・PTA 活動等、学校行事における男性の参加と方針決定の場への女性の積極的な参画を促進します。	継続	こども育成課 生涯学習課
エ	技術・家庭科⁵及び家庭科⁶教育の推進 ・自立した生活を送るために必要な技術を男女共修で習得することにより、家族の一員として男女が相互に協働しながら家庭生活を主体的に営む能力と態度を育てる学習を推進します。	継続	こども育成課
オ	教職員等の理解の促進 ・教育現場において、教職員等に対し、男女平等および男女共同参画に関する啓発を行います。	継続	こども育成課



⁵ 技術・家庭科：中学校の教科。

⁶ 家庭科：小学校の教科。



基本目標 2 男女共同参画の理解促進と女性が参画できる社会づくり

男女共同参画社会の実現には、女性の政策・方針決定過程への参画が重要です。

しかしながら、女性の政策・方針決定の機会は、依然として男性に比べ少ないという現状にあります。

あらゆる分野において、男女がともに責任を分かち合い、協力して社会を支えていくために、男女共同参画に対する理解を促進するとともに、さまざまな政策や方針を決定する場に、女性が自らの意思で参画できる体制づくりをすすめます。

(1) 政策・方針決定の場に男女が自らの意思で参画できる体制づくりをすすめる

小山町の各種審議会等⁷委員の女性比率は、全体の20.7%（令和3年4月1日現在）となっています。平成28年4月1日現在の18.6%より上昇していますが、国が指針としている30%には達しておらず、引き続き女性委員の人材発掘、育成が課題となっています。（図 2-3）

これは国も同様で、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度なるよう」目標を掲げていましたが、その水準には到達しえない状況にあり、国の第5次男女共同参画基本計画では、「2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める」としています。

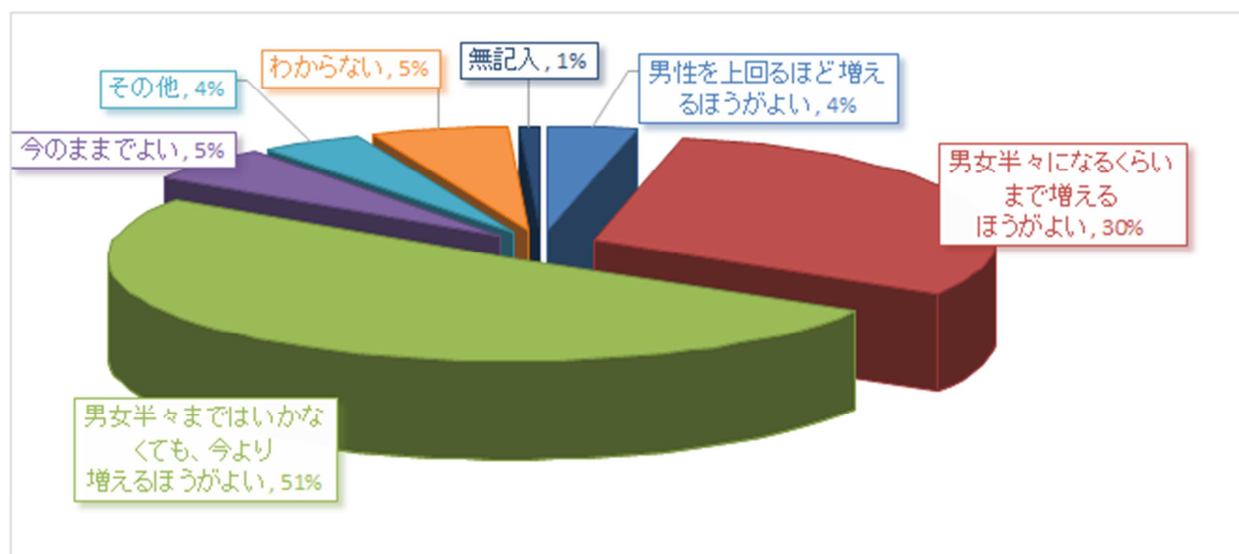
また、町民意識調査では、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について」に関する問いに対し、約8割の人が、女性の参画が今よりも増えるほうがよいと回答しています。（図 2-1）

そこで町では、女性登用率の設定や委員選出方法の見直しを行い、審議会等への女性の参画をすすめるとともに、学習機会を提供し、女性のエンパワーメント⁸を促進します。また、事業所等に対しても、女性登用や性別役割分担意識の解消に努めるよう、引き続き啓発を行います。

⁷ 各種審議会等：ここでは、地方自治法第202条の3に基づく審議会等、その他法律、条令により設置された委員会等及び附属機関に準じ規則、要綱等により設置された委員会等を指す。行政委員会を除く。

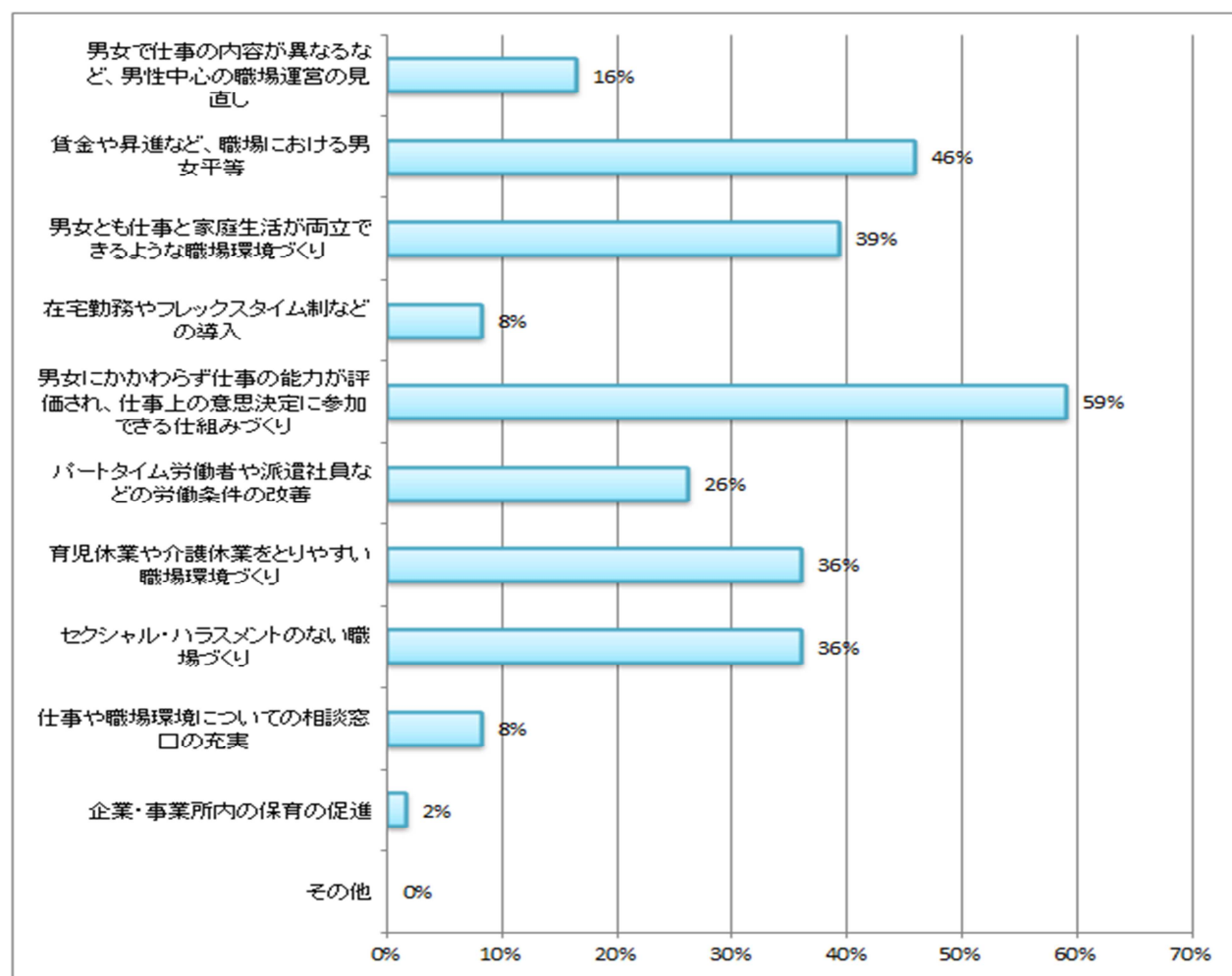
⁸ エンパワーメント【Empowerment】：直訳すると「力をつける」という意味。女性が政治・経済・社会・家庭等社会のあらゆる分野で、自ら決定し、行動できる能力を身につけることが男女共同参画社会においては重要だという考え方。

図 2-1：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について



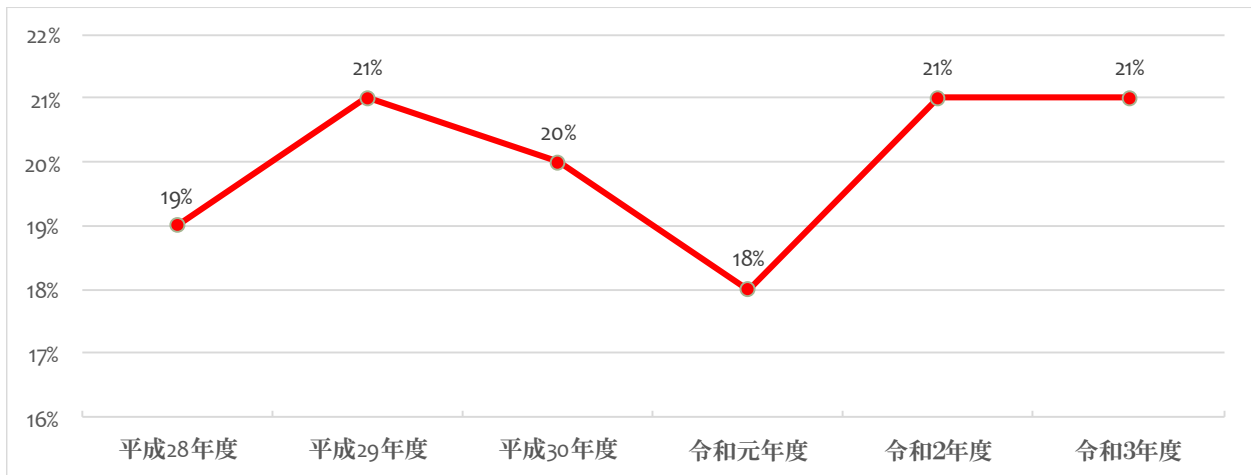
本協議会町民意識調査 (R3)

図 2-2：事業所での働きやすい環境づくりの取組みについて（複数回答）



事業所意識調査 (R3)

図 2-3：審議会等の女性の登用比率



内閣府調査

目標(指標)

指標No.	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	指標の説明
5	審議会等の女性委員比率 (%)	21	30	町が設置する審議会等の女性委員の比率
6	仕事上の意思決定に男女が参加できる仕組みづくりをしている事業所の割合 (%)	62	80	男女とも仕事の能力が平等に評価され、仕事上の意思決定に参加できる仕組みづくりをしている事業所の割合 (%)

① 政策・方針決定の場への女性登用と参画の拡大

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	女性登用率の設定 ・審議会等においては新たな制度の構築や制度の見直しが行われるため、男女共同参画の推進において女性の参画拡大は重要です。このため、国の「指導的地位に占める女性の割合が、2020年代の可能な限り早期に、30%程度になるよう目指して取組を進める。」(第5次男女共同参画基本計画)という目標を踏まえつつ、令和8年度(2026年)までに町の審議会等の女性委員の比率30%以上をめざします。	継続	全庁

NO.	施策の内容	区分	担当課等
イ	政策・方針の立案及び決定の場への女性の参画推進 ・各種審議会及び委員会の委員を選考するにあたっては、広い視野に立って行い、あて職と兼任を縮減し、団体推薦による場合は団体の長に限らない選出を要請するなど、幅広く参画できるよう努めます。 ・自治会への女性参画をすすめるよう啓発し、自治会長（区長）の女性登用を促進します。 ・役場において女性職員を積極的に採用し、管理職への登用も促進します。 ・学校教育の場や家庭内において、女性が率先して方針決定等の場へ参画するよう意識啓発に努めます。	継続	全庁
		新規	地域振興課
		新規	総務課
		新規	こども育成課 生涯学習課
ウ	女性コミュニティの支援 ・婦人会等の女性コミュニティに対し、研修会や講演会等の情報提供を行うとともに、女性のエンパワーメントを促進する活動の支援を行います。	継続	生涯学習課

② 職場における男女共同参画の推進

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	職場における性別役割分担意識の解消 ・各事業所における女性の積極的な採用や、女性管理職登用の啓発に努めます。 ・各事業所が策定している事業主行動計画に基づき、当該事業所で子育てしやすい勤務環境づくりやワーク・ライフ・バランスの促進等、女性の活躍推進に向けた取組が推進されるよう、啓発に努めます。	継続	商工観光課 生涯学習課
		継続	生涯学習課

（２） 地域活動における男女共同参画を促進する

生涯にわたって暮らしやすい地域をつくっていくためには、そこに住む人々が積極的に地域活動に参加していくことが欠かせません。

人間関係の希薄化や単身世帯の増加等、様々な変化が生じている中で、生活の基盤となっている地域社会の担う役割はさらに大きくなっています。

本協議会独自町民意識調査によると、参加している地域活動は「自治会・町内会の活動」が一番多く、「趣味・スポーツ等のサークル活動」が次に多くなっていますが、「活動していない」という人が約4割もいます。（図 2-4）

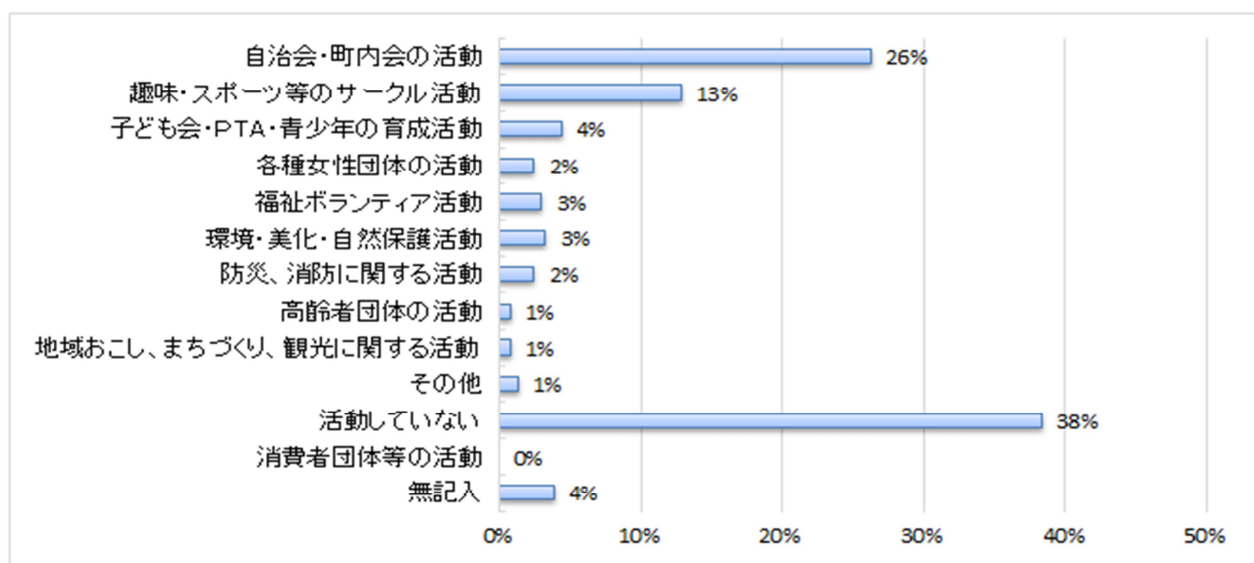
地域活動に参加する時の障害として、「仕事が忙しく、時間がない」「自分の健康や体力に自信がない」「自分のやりたい活動をしているグループや団体を知らない」と回答した人が多く、町民の地域活動への参画支援、促進が課題となっています。（図 2-5）

そこで、ボランティア活動などのさまざまな地域活動に、町民が積極的に参加できるよう情報提供や機会の創出をすすめます。

また、安全で暮らしやすいまちづくりに欠かせない防災、消防活動における男女共同参画促進のため、女性防災リーダーや女性消防団への参加をよびかけます。

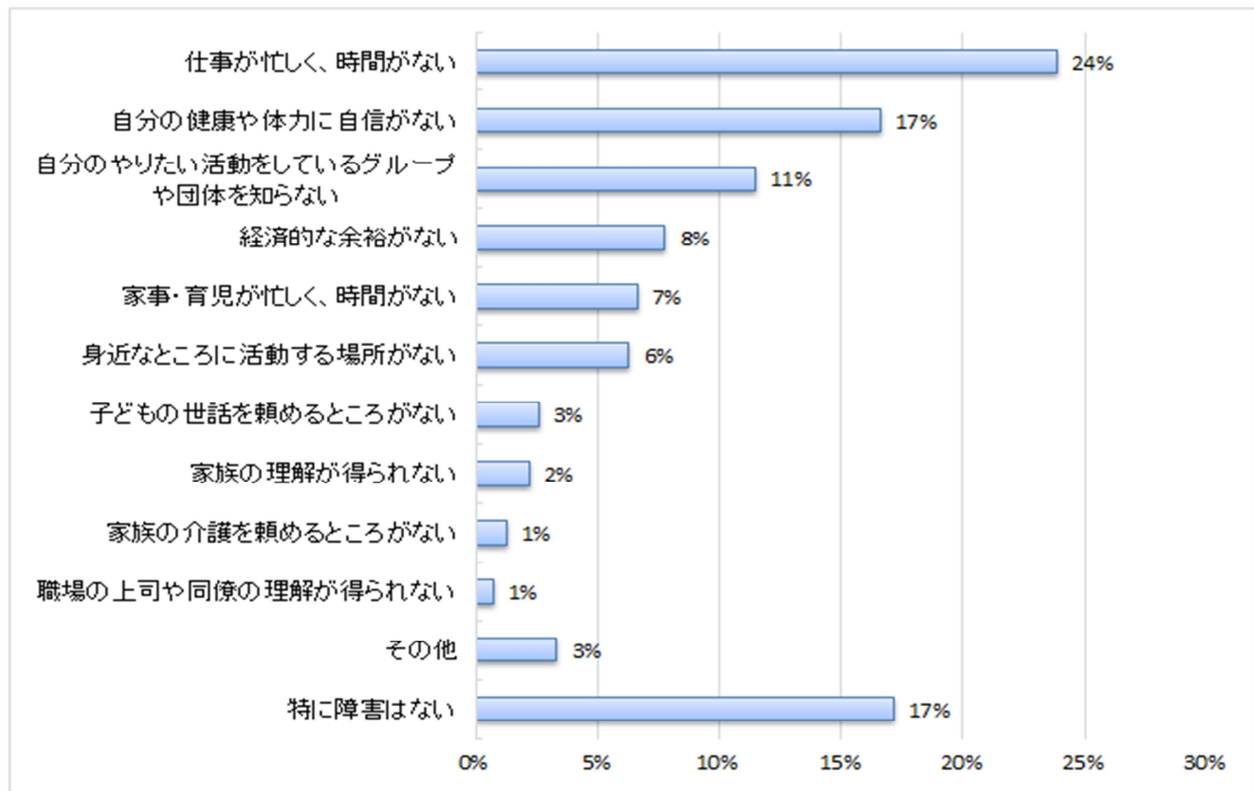
有事の際には、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、災害の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点を配慮しなければなりません。そのためには、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。特に避難所運営には、トイレや着替え、授乳スペース等、女性での目線が必要となりますので、自治会役員や自主防災組織への女性参画の必要性を呼びかけます。

図 2-4：現在参加している地域活動



本協議会町民意識調査（R3）

図 2-5：地域活動参加への障害（複数回答）



本協議会町民意識調査（R3）

目標（指標）

指標No.	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	指標の説明
7	ボランティア支援センター登録団体数	20	25	ボランティア支援センターによるボランティア登録団体数
8	女性防災リーダーの配置 (%)	63	100	町内 40 の自主防災組織において女性防災リーダーが配置されている割合
9	女性消防団員数(人)	8	10	女性消防団に加入した町民の数

① 地域活動への共同参画の推進

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	地域活動への積極的参加の支援 ・地域行事や、清掃活動等に男女がともに参加できるようよびかけます。	継続	全庁
イ	ボランティアへの参加支援 ・ボランティアに関する情報提供や福祉体験活動等を紹介し、町民の理解を深めるとともに、積極的な参加を呼びかけます。	継続	生涯学習課 社会福祉協議会

② 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	女性消防団員の増員、女性防災リーダーの育成 ・女性消防団員の確保や女性防災リーダーの配置に努めます。	継続	危機管理局 小山消防署
イ	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 ・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。	新規	危機管理局 小山消防署



町内で活躍している女性消防団員





基本目標 3 だれもがいきいきと安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女はもとより個人の人権の尊重と自立の意識を確かにするとともに、男女が責任を分かち合うことができるような環境を整備することが重要となります。

そこで、就業機会、労働、子育て、介護等のさまざまな場面で、だれもがともに活躍できるような環境の整備をすすめます。

（１）男女がともに能力を発揮できる就業環境づくりをすすめる

男女雇用機会均等法が昭和61年（1986年）に施行され、男女の雇用の場における不均衡に対する取り組みが行われてきましたが、依然として男女間の格差は解消されたとはいえない現状にあります。

また、平成27年には女性活躍推進法が成立し、企業への女性活躍に対する働きかけが強まっていますが、事業所だけでなく社会全体で女性活躍について取り組んでいく必要があります。

町民意識調査での「職場における男女の平等感」の問いに対して、“男性が優遇されている”（「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の計）と感じている人が、平成22年調査で6割、平成28年調査で5割、令和3年調査では4割となり、男性優遇と感じる人の割合は減ってきているものの、依然として多数を占めています。“平等”だと回答した人は平成22年では15%でしたが、令和3年では31%と増加しています。（図 3-1）

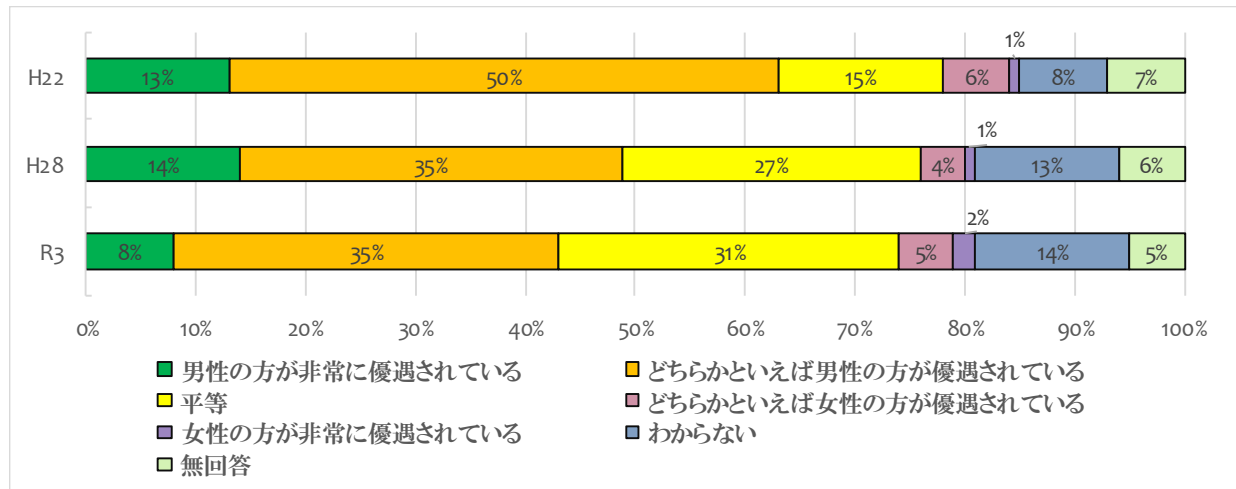
“男性が優遇されている”と思う理由は、「社会通念や慣習、しきたりなどの中には、男性優位のものが多いから」と回答した人が4割と一番多く、次いで「日本の社会は仕事優先、かつ企業中心の考え方が強く、それを支えているのは男性だ」という意識が強いから」とした人が3割となり、この2つで全体の7割となっています。（図 3-2）

小山町の女性の年齢別就業率は20歳代前半では69%、20歳代後半で77%と、全国平均を上回っていますが、30歳代前半では62%と、全国平均よりもわずかに低くなっており、就業率の落ち込みが激しくなっており、その後50歳代まで徐々に上昇するM字曲線を描いているのがわかります。（図 3-3）これは、30歳代にかけて結婚や出産・育児のために仕事を辞める女性が多いためだと考えられます。

また、LGBT（性的少数者）に対する偏見や、差別が社会的な課題となっていますので、いじめや孤立化等が無いよう、LGBTに対する理解促進を図り、人権に配慮した各種取り組みが急務となります。

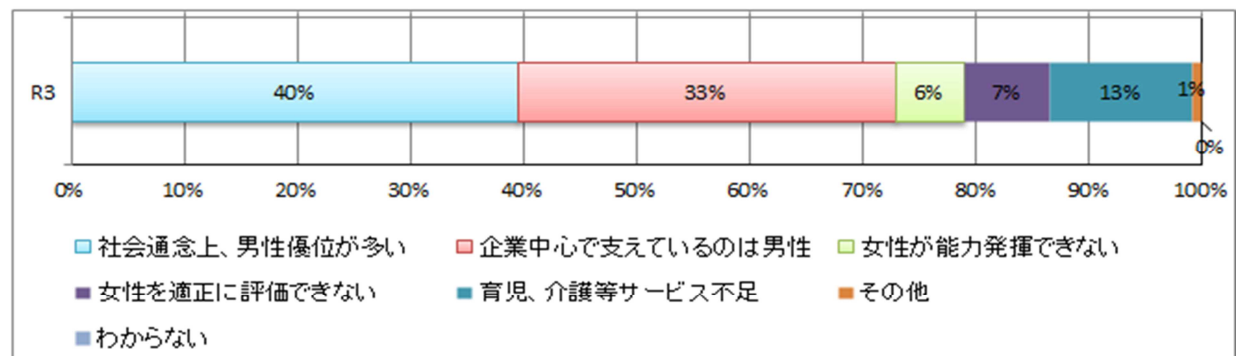
このような現状から、女性が働き続けやすい労働環境整備や、男女がともにワーク・ライフ・バランスをとりながら家庭内のケア労働を分担しあえる関係の構築とともに、起業、再就職やテレワークをはじめとした多様な働き方への支援に努めます。

図 3-1：職場における男女の平等感



町民意識調査（H22, H28, R3）

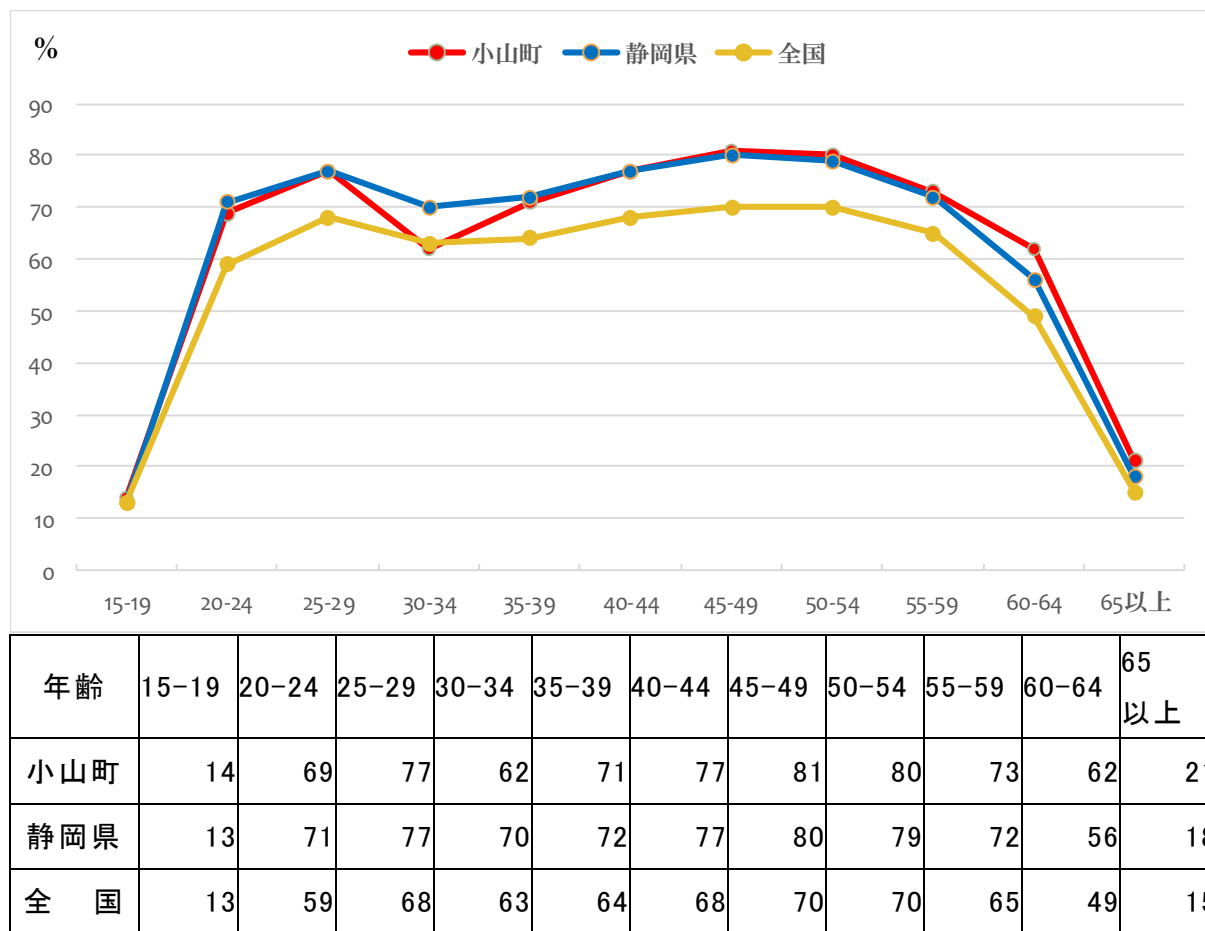
図 3-2：男性が優遇されていると感じる原因



本協議会町民意識調査（R3）



図 3-3 女性の就業状況



単位 (%)

国勢調査 (H27)

目標(指標)

指標No.	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	指標の説明
10	再雇用制度を行っている事業所の割合(%)	29	40	アンケートで、再雇用制度を定めている、または慣習として行っていると答えた事業所の割合(%)
11	就労支援講座開催(回)	0	1	就労、再就職を希望する町民に対して行う就労支援講座

① 男女の平等な雇用機会と待遇の確保

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	男女共同に関する法制度の周知と啓発 ・町内の事業所等に対し、労働基準法や男女雇用機会均等法、女性活躍推進法等の趣旨を普及するとともに、雇用の場における男女の均等な機会が確保されるよう働きかけます。	継続	商工観光課 生涯学習課
イ	職場における男女共同参画の推進 ・町内事業所等へのパンフレット等による啓発を通して、職場での性別役割分担や慣行の見直しに努めます。	継続	商工観光課
ウ	女性活躍推進企業に対するインセンティブ⁹の付与 ・女性活躍推進に関して積極的に取り組んでいる企業または独自の取組みを行っている企業に対し、取組みをホームページ等で紹介するほか、特に優秀な取組みを行っている企業に対して表彰を行います。	継続	生涯学習課 商工観光課

② 働きたい女性のための就業援助の充実

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	就業条件の整備 ・育児・介護休業法について、町民ならびに町内事業所等への周知を図り、女性はもとより男性に対しても育児・介護休業制度の活用促進を働きかけます。	継続	商工観光課
イ	育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備 ・男女が共に育児休業や介護休業などを取得しやすい環境整備に向けた支援を行います。	継続	商工観光課
ウ	就職のための支援 ・就労、再就職、起業を希望する町民を対象として、関係機関と連携し、講座開設・講座情報周知等、学習機会の提供をします。	継続	商工観光課 商工会

⁹ インセンティブ【incentive】: 企業や組織、人に対して行動を促す動機付けのこと。

③ 多様な就業形態への支援

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	非正規雇用等に対する法制度の周知 ・パートタイム労働者や派遣労働者にも、正規社員と同等に能力を発揮する機会が与えられるように、就労者及び雇用者に対し、「パートタイム労働法」や「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(通称:労働者派遣法)に関する情報提供を行います。	継続	商工観光課



(2) 仕事と生活の調和をめざす

少子高齢社会の加速や家族形態の多様化、新型コロナウイルス感染症拡大による生活環境の変化など、社会経済環境の急速な変化に対応するためには、男女が互いに家族の一員として協力することが求められます。しかし、家事や育児をはじめとする家庭における活動の多くは、慣習的に女性が担っているのが現状です。(図 3-4)

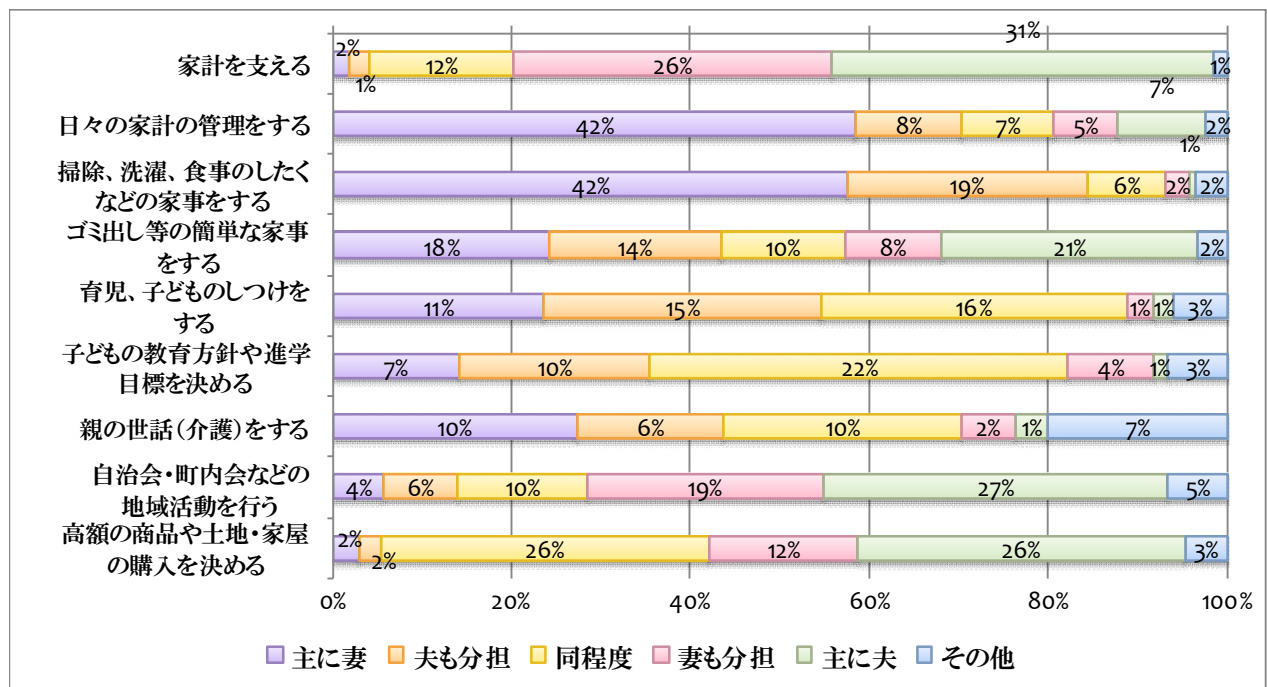
また、町民意識調査で「女性が働く上での障害」について聞いたところ、「結婚・出産退職等の慣行」と回答した人が半数以上になっています。また、「長時間労働や残業」、「雇用形態にパートタイムや臨時雇いが多いこと」、「育児休暇が取得しにくいこと」と回答した人も、多くなっています。(図 3-5)

男性が「育児休暇」や「介護休暇」を取得することについては、8割の人が賛成していることから、社会的にみて男性の育児休暇や介護休暇の取得について理解されていることがわかります。(図 3-6)しかしながら、実際に休暇を取得している男性は非常に少なく、例えば育児休暇では、対象者の16%の人しか取得していない状況です。(図 3-7)

このことから、現代社会で女性がいきいきと働くためには、家事や出産子育て、介護との両立が大きな課題となっているといえます。

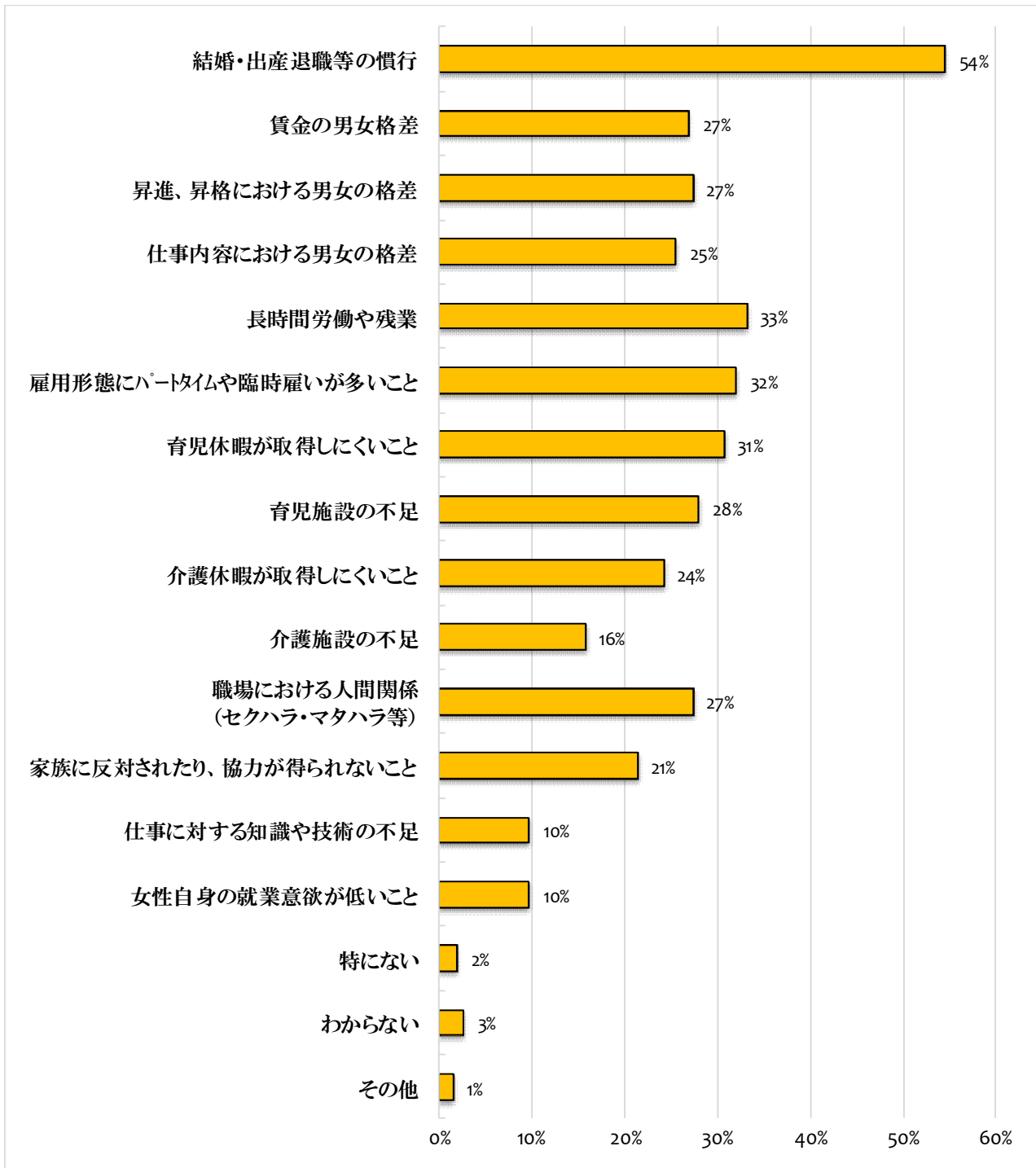
町では、仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)支援やひとり親家庭等への支援、妊婦の健康支援などを行い、安心して出産・子育てや介護ができる環境づくりに努めます。

図 3-4：家庭内での役割分担



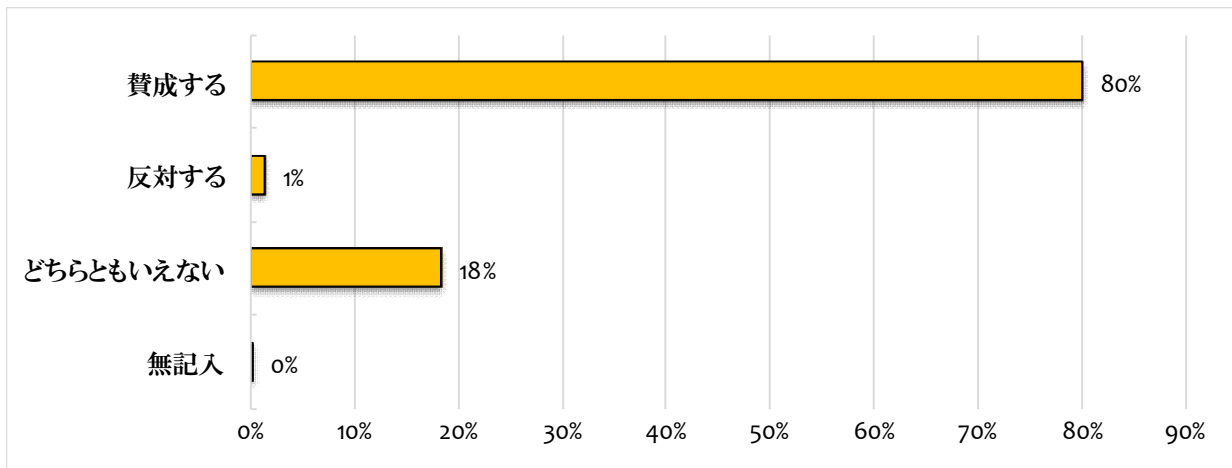
本協議会町民意識調査 (R3)

図 3-5：女性が働く上での障害



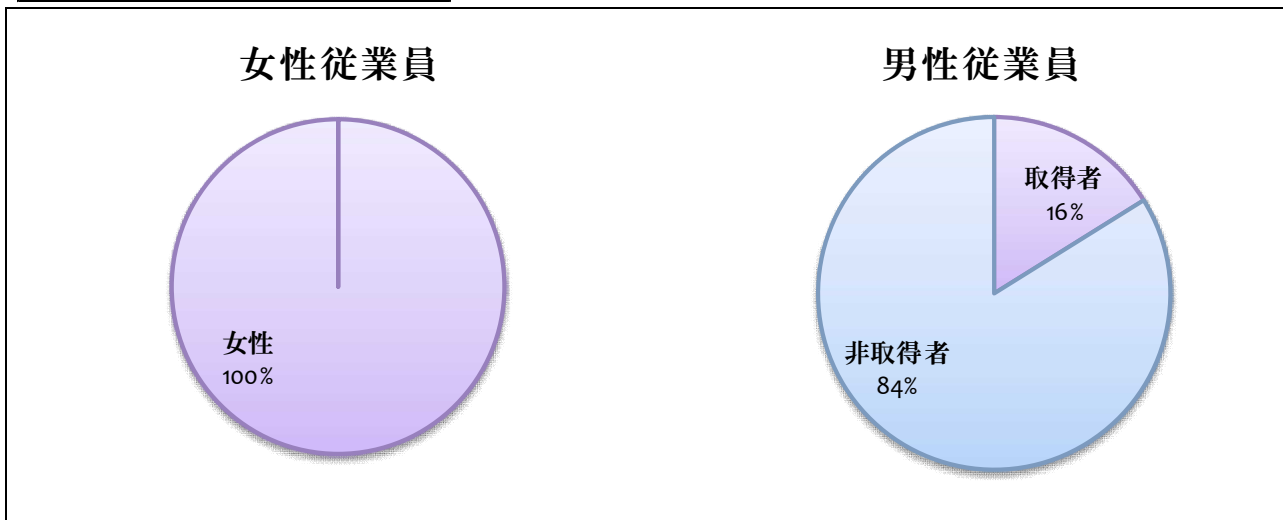
町民意識調査（R3）

図 3-6：男性が「育児休暇」や「介護休暇」を取得することについて



本協議会町民意識調査（R3）

図 3-7：「育児休暇」の取得率



事業所意識調査（R3）

目標(指標)

指標No.	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	指標の説明
12	ファミリー・サポート・センター ¹⁰ 受託会員数(人)	37	50	ごてんば・おやまファミリー・サポート・センターに登録している受託会員数
13	放課後児童クラブの実施(箇所)	5	5	各小学校区にある放課後児童クラブの継続的实施
14	パパママ学級の参加者数の割合(%)	38 (R2)	50	出産・育児等に関する知識の普及を図るためのパパママ学級への参加者数
15	介護予防普及啓発事業の実施回数(回)	72 (R2)	85	町民を対象とした介護予防普及啓発事業の回数
16	男性の「育児休暇」の取得率(%)	16	50	事業所意識調査で「育児休暇」を取得した男性の割合(%)

① 仕事と育児・介護の両立に対する支援

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	子育て支援体制の充実 ・こども園で実施している延長保育、一時的保育、預かり保育のほかファミリー・サポート・センターの活用等、多様な保育形態の充実に努めます。	継続	こども育成課
	・就労等により保護者が昼間家にいない小学生を対象とした放課後児童クラブの充実に図ります。	継続	こども育成課
	・放課後子ども教室を開設し、放課後の居場所づくりと学習支援の充実に図ります。	継続	こども育成課
	・あらゆる子育て世帯が、母子健診や子育て相談・講座に参加しやすいような体制の整備に努めます。	継続	健康増進課
	・父親を対象に、子育てへのかかわり方を考えるための講座の開催や情報提供をします。	継続	健康増進課

¹⁰ ファミリー・サポート・センター:子育ての手伝いをお願いしたい(委託)、子育ての手伝いをしたい(受託)という人たちが会員になって、一時的に子どもの世話を有料で行うシステムのこと。

NO.	施策の内容	区分	担当課等
イ	介護支援体制の充実 ・介護予防事業を充実させ、利用の促進を図ります。 ・町民に対し、介護制度の周知に努め、介護をしている家族等の負担や不安を軽減するサービスを提供します。 ・町民に対し、ホームヘルパーの資格取得に対する助成制度の周知に努め、活用を促します。 ・介護支援専門員やホームヘルパー等の有資格者の人材確保を行うとともに、新規スタッフについては重点的に研修に参加させ、サービス提供体制の充実を図ります。	継続	介護長寿課 社会福祉協議会
		継続	介護長寿課
		継続	介護長寿課 社会福祉協議会
		継続	介護長寿課 社会福祉協議会
ウ	社会全体で支える介護の啓発 ・介護負担が家族に集中することなく、社会全体で支えあう意識の啓発を行います。	継続	介護長寿課 社会福祉協議会

② 妊娠・出産・育児に対する支援

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	健康指導の充実と受診しやすい環境づくりの推進 ・妊婦の健康管理と出産・育児に関する知識の向上を図るため、産婦人科医師、保健師、助産師、栄養士等による健康指導を行います。	継続	健康増進課
イ	相談窓口ネットワークの推進 ・各種相談窓口のネットワーク化を図るとともに、相談事例の研究、対策の検討をすすめ、より安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。	継続	住民福祉課 健康増進課 こども育成課

③ ひとり親家庭等への支援

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	ひとり親家庭等の自立と生活に対する支援 ・ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当や医療費の助成等により、経済的な援助を行うほか、ひとり親家庭等に対する心配ごと相談や学習支援事業などを行い、自立支援をします。	継続	こども育成課 社会福祉協議会
	・ひとり親家庭等に対する各種制度のPRに努め、普及の促進を図ります。	継続	こども育成課

④ 男性の男女共同参画の促進

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	男女共同参画の視点を持った男性の働き方・生き方への理解促進 ・男性の長時間労働の見直しを行い、男性自身の固定的性別役割分担意識の解消のための啓発をすすめます。	新規	生涯学習課
イ	男性の家事・育児・介護への参加促進 ・男性が家族の一員として責任を持ち、家事・育児・介護などの家庭内での役割を担うことができるよう、こども園、小中学校期を含むあらゆる年代で、知識・技能の習得機会の提供に努めます。	新規	こども育成課 生涯学習課



子ども対象の料理教室

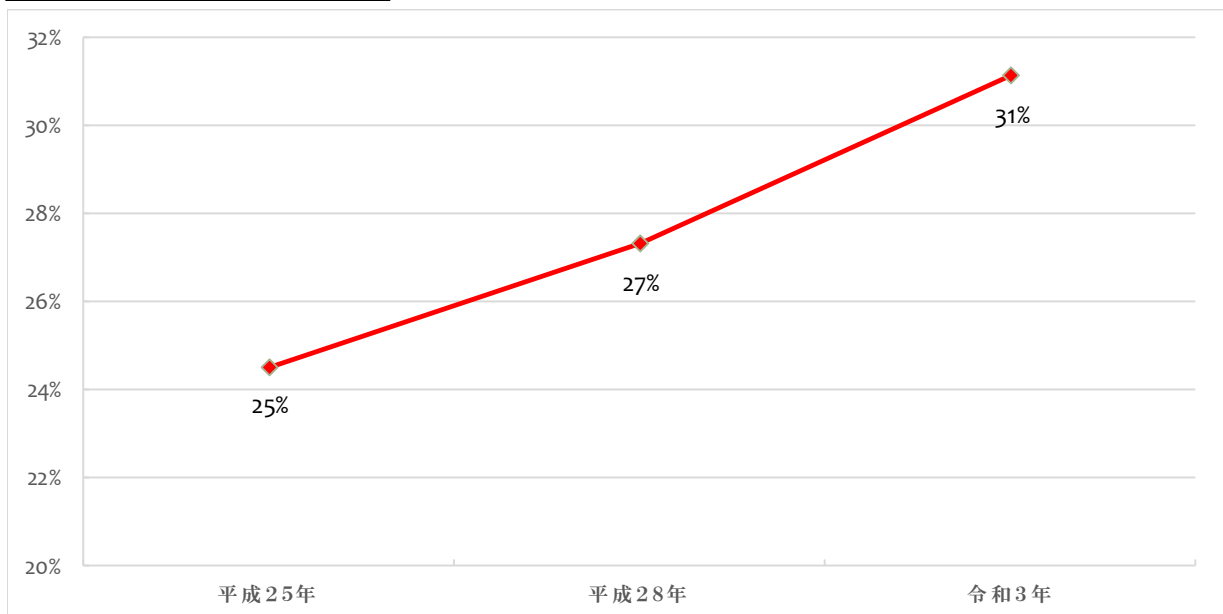
（３）生涯にわたる健康支援と社会福祉の充実をすすめる

生涯にわたって心身ともに健康であることは、豊かではつらつとした人生を過ごすために重要なことです。感染症対策による様々な活動自粛要請やステイホームなどによって、日常的な運動不足やストレスにより、様々な問題が出てきています。また、男性についても中高年層の自殺や更年期の問題もあります。

さらに、少子高齢化が大きな社会問題になっていますが、小山町においても65歳以上の高齢者の割合はこの6年で、6%も上昇しています。（図 3-8）

このことから町では、各種健（検）診の受診率向上を図るなど、健康を保持するための施策をすすめ、生きがいと健康づくりのために、町民を対象とした講座などにおいて男女共同参画の視点に立った生涯学習の機会を提供していきます。また、障がい者や高齢者などが自立した日常生活を送りながら、社会とのつながりを保ち続けることができるよう、就労機会の確保や生涯学習の推進などに努めます。

図 3-8：小山町の高齢者率



住民基本台帳（H25、H27、R3 各年4月）

目標(指標)

指標No.	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	指標の説明
17	町民講座の実施(回)	3	4	生涯学習事業として行っている町民向けの講座の実施
18	がん検診受診率(%)	平均 29 (R2)	平均 50	肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの平均受診率
19	ふれあい茶論 ^{サロン} ¹¹ 実施(回)	86	100	高齢者を対象とした公民館等でのサロン活動の実施
20	相談窓口の開設(回)	週 1	週 1	福祉総合相談窓口の実施

① 生きがいと健康づくりの支援

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	生涯学習事業の推進 ・生涯にわたる学びのための講座や教室を開催します。	継続	生涯学習課 社会福祉協議会
イ	健康を保持するための施策の充実 ・健康講座や講演会を開催し、町民一人ひとりの健康に対する意識を高め、総合的かつ効果的な健康づくり対策をすすめます。	継続	健康増進課
	・疾病の予防と早期発見のため、各種健(検)診の受診率の向上を図り、町民の健康増進を図ります。	継続	健康増進課
	・更年期や思春期の悩み等、各世代の個別の相談に応じ、心身の健康に関する指導や助言を行います。	継続	健康増進課

¹¹ ふれあい茶論^{サロン}: 高齢者を対象としたサロン活動。おしゃべりや会食、ゲームなど、たくさんの人と触れ合うことにより、高齢者の生きがい・健康づくりをすすめる事業。各地区の公民館等で社会福祉協議会事業として実施。

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ウ	生活安定のための各種相談等の充実 ・福祉総合相談を実施します。	継続	社会福祉協議会
エ	障がい者・高齢者への活動や就労の支援 ・就労、再就職を希望する障がい者や高齢者を対象として、関係機関と連携し支援します。 ・各種福祉団体の活動を支援します。 ・就労支援事業所等の運営を支援し、障がい者の社会参画をすすめます。	見直し 継続 継続	住民福祉課 商工観光課 商工会 社会福祉協議会 社会福祉協議会



（４） 性差に関する差別のない社会をめざす

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、思いやりを持って健康で生き生きと暮らすことは、男女共同参画の実現に向けての前提といえます。そのためには、心身ともに健康であるための正しい知識や情報を得て、健康の保持増進に努める必要があります。

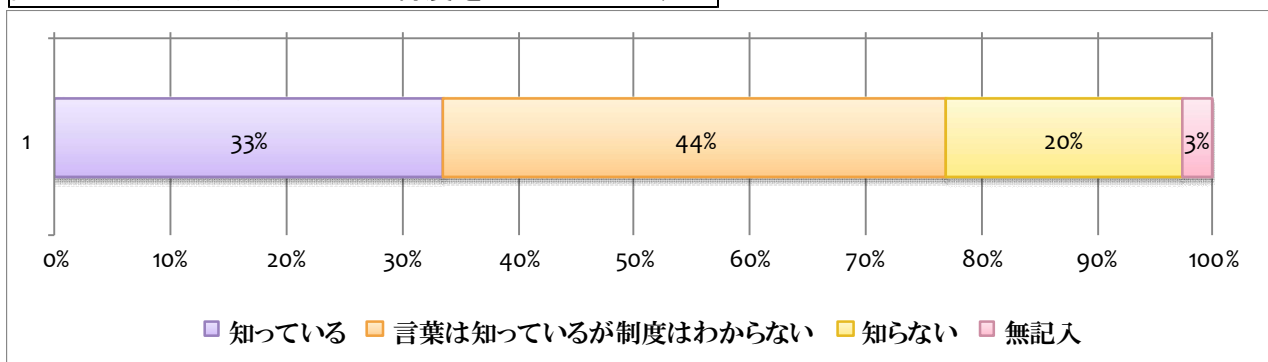
また、近年LGBTQ+¹²やパートナーシップ制度¹³など性的少数者に対する関心が高まっていますが、すべての人が生きやすい社会にするためには、性の多様性を理解し、認め合う社会にしていく必要があります。

本協議会独自町民意識調査で、パートナーシップ制度を知っているかについてきいたところ、77%の人が「知っている」若しくは「言葉は知っている」と答えており、ある程度の認知度がありました。(図 3-9)パートナーシップ制度の導入については、7割の人が賛成すると答えています。

LGBTにとって生活しづらい社会だと思うかをきいたところ、8割の人がそう思うと答えており、どうしてそう思うのかきいたところ、「偏見・差別がある」と答えた人が22%で一番多く、次いで「周囲の理解が得られない」が14%と多くなっており、社会全体的にLGBTに対する理解不足が顕著となっています。(図 3-10))

このことから、町では、男女の身体的特徴の違いについて理解を深め、自他の性を尊重する情報や学習機会を提供していきます。また、心身両面の健康について、性差やライフステージに応じた支援や相談体制の充実を図っていくため、性や健康に関する正しい知識や理解を得るための各種の取組として、講演会・講座の開催、相談窓口の開設やパートナーシップ制度の理解促進を図ります。

図 3-9： パートナーシップ制度を知っていますか

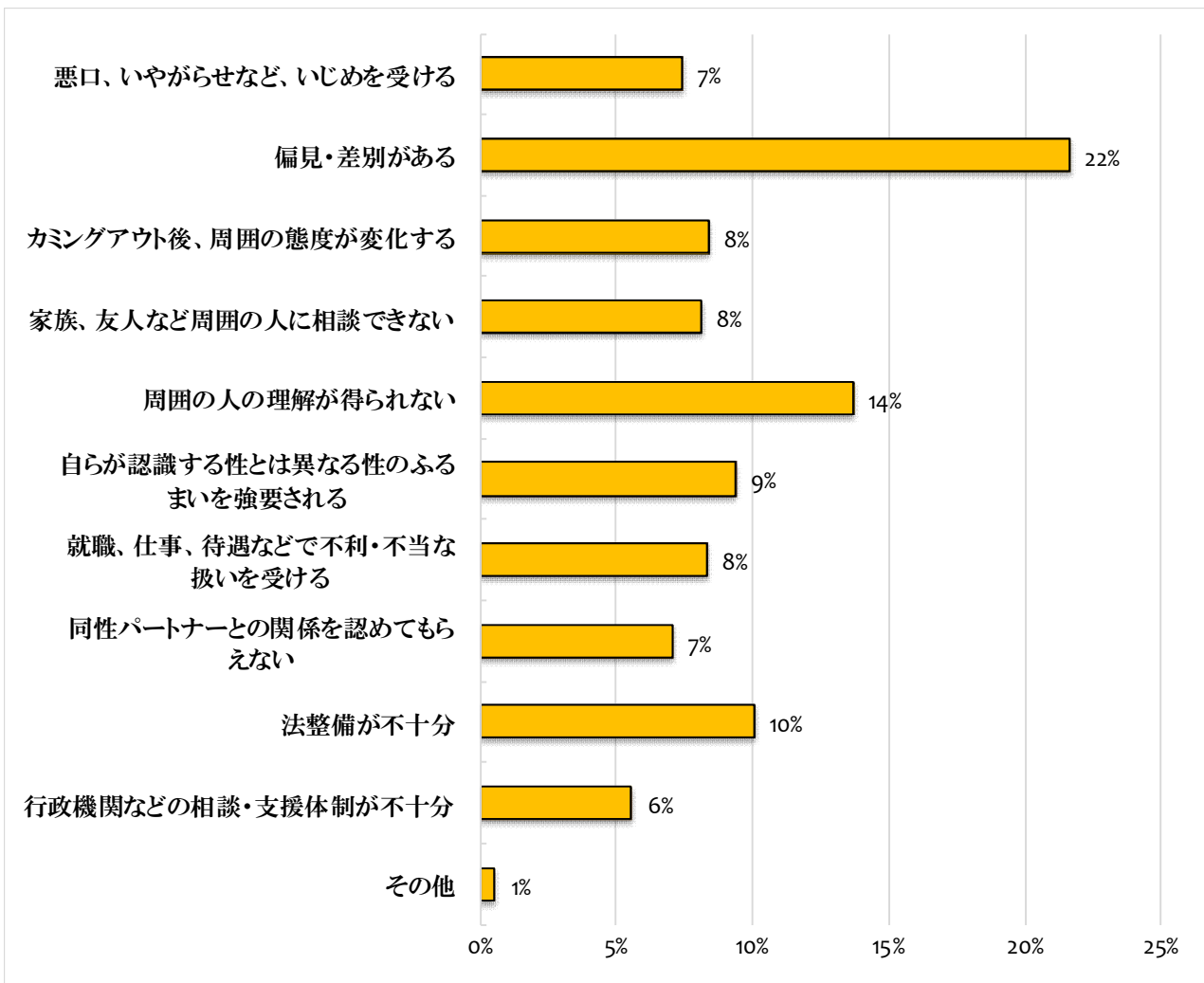


本協議会町民意識調査（R3）

¹² **LGBTQ+**: L（レズビアン：女性同性愛者）、G（ゲイ：男性同性愛者）、B（バイセクシュアル：両性愛者）、T（トランスジェンダー：生まれた性と異なる性で生きる人）、Q（クエスチョニング：自身の性についてわからない人）、+（性の多様性）

¹³ **パートナーシップ制度**: 戸籍上は同性のカップル等に対し、自治体が「結婚に相当する関係」と認める制度。これにより、婚姻関係にあるカップルと同等の公的サービスを受けることができるようになる。

図 3-10 : L G B T の方にとって、なぜ生活しづらいと思いますか



本協議会町民意識調査（R3）

目標(指標)

指標No.	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	指標の説明
21	ジェンダー、LGBTという用語の周知度(%)	53	100	町民意識調査において、用語を「知っている」と答えた人の割合

① 性的少数者（L G B T）への理解促進

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	性的少数者への理解促進 ・ジェンダー、LGBT、パートナーシップ制度などを理解し、各種ハラスメント防止に関する啓発をすすめます。	新規	生涯学習課

（５） 男女間の暴力の根絶をめざす

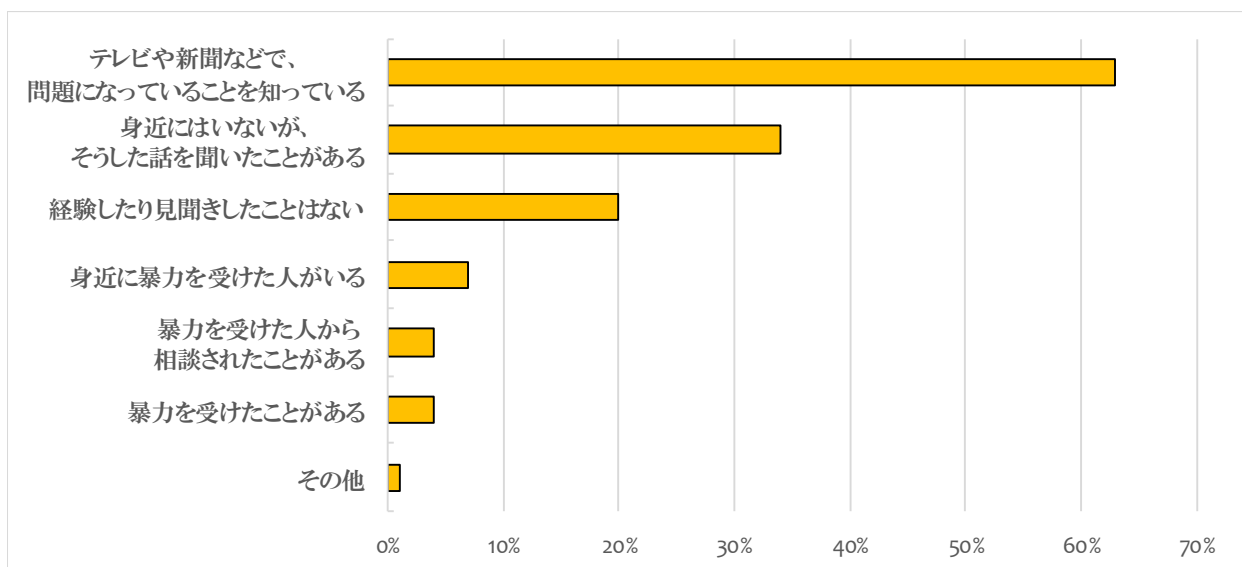
ドメスティック・バイオレンス(以下DV)¹⁴やセクシュアル・ハラスメント(以下セクハラ)¹⁵などの暴力は、性別による人権侵害であり、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼす重大な問題です。

男女間の暴力については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(通称DV防止法)の施行や、「男女雇用機会均等法」の改正におけるセクハラ防止の義務づけ等により、社会的な認識は徐々に広まってきてはいるものの、依然として社会の理解は不十分であり、個人、家庭、職場の問題として、潜在化する傾向にあります。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の流行により、「ステイホーム」が推奨されたため、家庭内DV被害が増加傾向にあります。町民意識調査でDVについて質問したところ「暴力を受けたことがある」と回答した人が全体では4%ですが、女性は9%、男性は1%で、女性の被害者が著しく多いのが現状です。その暴力に対して「警察に訴えた」人は男女とも0%で、「仕方がないと思い、何もしなかった(23%)」「怖くて何もできなかった(20%)」「世間体や今後の不利益を考えると何もしなかった(13%)」と、“何もしなかった・何もできなかった”被害者も少なくありません。(図 3-11)(図 3-12)

この現状を踏まえ、DVやセクハラ等、男女間における人権侵害行為の排除に向けた取り組みを推進します。

図 3-11：DVに関して経験したり見聞きしたこと（複数回答）

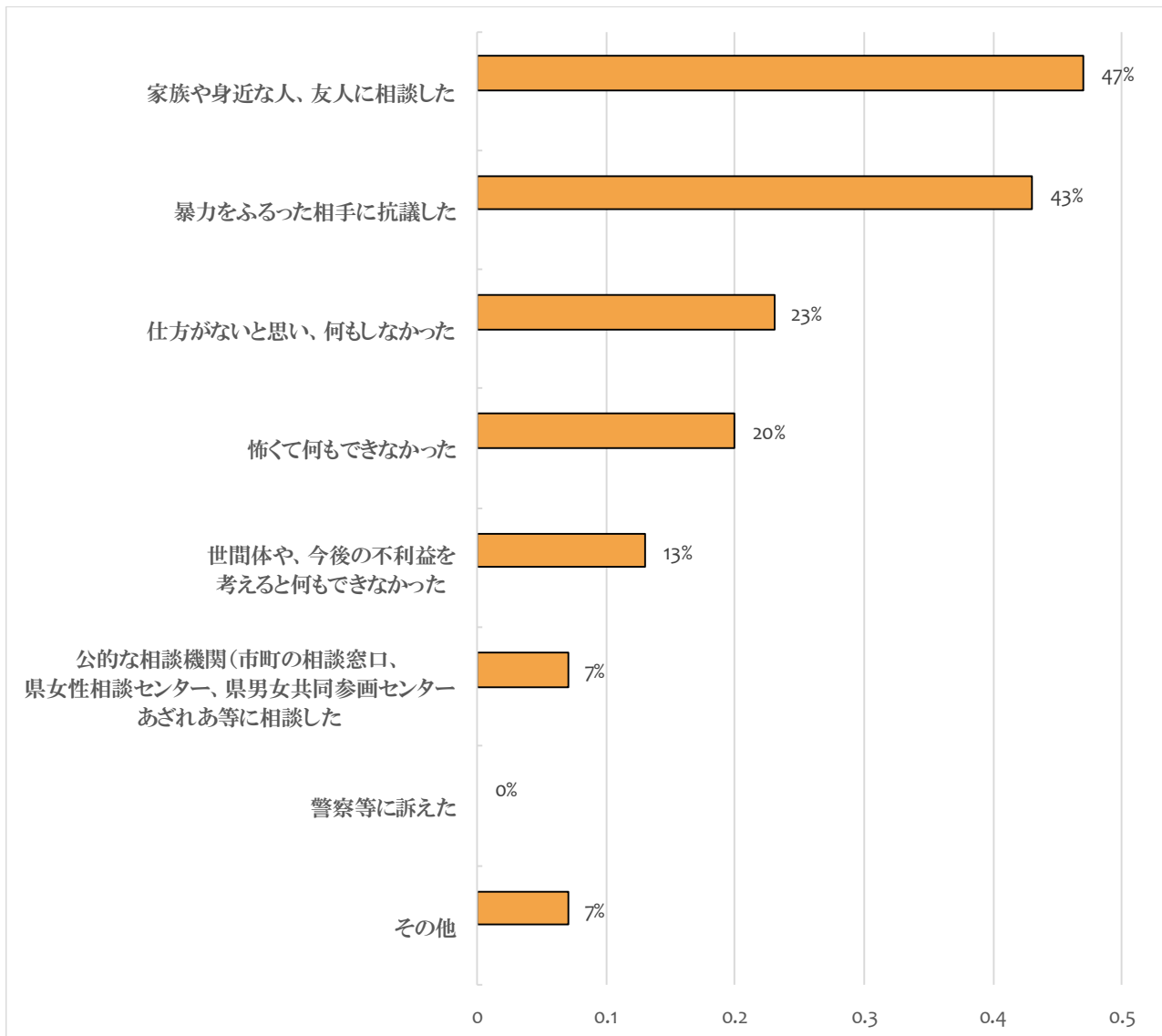


町民意識調査（R3）

¹⁴ **ドメスティック・バイオレンス【Domestic Violence, DV】**: 配偶者・パートナーからの身体的・精神的・性的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的暴力でなく、威嚇、無視、行動の制限等、心理的な苦痛を与えることも含まれる。略して“DV”と表現することもある。(本計画ではDV防止法上の定義を用いている。)

¹⁵ **セクシュアル・ハラスメント【Sexual Harassment】**: 性的いやがらせのこと。性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、または性的な言動により相手方の生活や環境を害すること。セクハラと略されることもある。

図 3-12：DV被害のあとの対応（複数回答）



町民意識調査（R3）

目標(指標)

指標No.	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)	指標の説明
22	DV被害経験者 (%)	4	0	町民意識調査で「暴力を受けたことがある」とした町民の割合

① 男女間における暴力等人権侵害排除に向けた取組の推進

NO.	施策の内容	区分	担当課等
ア	防止に関する啓発の促進 ・セクハラは人権侵害であるといった社会的な認識や防止関連情報などを提供します。	継続	総務課 住民福祉課 生涯学習課
	・言葉の暴力を含め、DV は人権侵害であり、社会的問題であることを広く周知するなど、暴力防止のための広報啓発活動を行います。	継続	住民福祉課
イ	相談・保護体制の充実 ・県健康福祉センター、児童相談所などの関係機関と連携し、問題の早期発見に努め、相談や保護体制の充実を図ります。	継続	住民福祉課 社会福祉協議会 こども育成課
ウ	被害者支援のための県及び関係機関との連携 ・緊急に保護が必要な被害者のために、警察、県健康福祉センター、児童相談所、医療機関などと連携を図り、速やかに対処できる環境の整備を図ります。	継続	住民福祉課 社会福祉協議会 こども育成課



第4章 計画の推進方法

1 推進体制について

計画の推進にあたっては、町民や地域、町、事業所、各種団体等がそれぞれの立場で連携を図りながら総合的かつ計画的な施策の推進に努めます。

町は、庁内の連絡調整を図りながら町民や地域、事業所、各種団体等への本計画の周知や啓発に努めるとともに、町民や事業所の意識調査を行うなどして、現状の把握や各施策の進捗状況の確認に努めます。

2 計画の進捗管理及び点検・評価・情報公開

町は、計画の進捗状況の把握に努めるとともに、年度毎に小山町男女共同参画推進協議会に進捗状況を報告して意見を求め、点検、評価を行い、施策に反映させます。併せて、町のホームページ等にその結果を公表します。

3 広報・啓発活動の充実

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識の改革が最重要課題です。そのため、町民や地域、事業所、各種団体等に対して、理解と協力を深めるための広報・啓発活動を行っていきます。具体的な取組として、町の広報紙やホームページなどを活用した広報活動の充実、男女共同参画に関する講演会の実施、学校教育・生涯学習などの機会を捉えた教育・学習の場の充実等に努めます。

4 町民及び事業所や各種団体の理解と協力

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく町民一人ひとりの意識改革が必要です。そして、町民はもとより事業所や各種団体等の理解、協力のもと、それぞれの領域において幅広い取り組みをすることにより、男女共同参画社会の実現につながると考えます。そのため、町民及び事業所や各種団体等と連携するとともに、各種アンケート等により現状や意見を聴取し、各施策の評価・検証を行い、計画の推進に努めます。

5 国・県等への働きかけ

国や県、近隣市町等関係機関と連携を図りながら本計画を推進します。また、法制度の整備が必要な事項などについては、その実現に向けて国・県に対して働きかけていきます。

参 考 資 料

- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・ 第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定の経過
- ・ 小山町男女共同参画推進協議会設置要綱
- ・ 小山町男女共同参画推進協議会委員名簿

男女共同参画社会基本法

(平成11年 法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条―第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条―第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条―第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、

男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(男女共同参画会議)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日＝平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則代10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条ならびに第30条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に関わらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日 法律第64号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画(第8条—第14条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第15条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第16条・第17条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第18条—第25条)
- 第5章 雑則(第26条—第28条)
- 第6章 罰則(第29条—第34条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- （2）事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- （3）女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- （4）前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を

定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活に

における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）計画期間
- （2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- （3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は

営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事

務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定の経過

年 月	小山町男女共同参画推進協議会	町 民
令和3年8月	・本協議会町民意識調査実施 ・事業所意識調査実施 ・役場内各課へ評価等調査実施 25日 第1回男女共同参画推進協議会 ・委員委嘱 ・策定スケジュールについて ・策定方針の説明	・男女共同参画に関する町民意識調査実施 ・男女共同参画に関する事業所意識調査実施
9月		
10月	29日 第2回男女共同参画推進協議会 ・意識調査結果報告 ・第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画の素案検討	
11月		
12月	22日 第3回男女共同参画推進協議会 ・第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画の素案検討	12月28日～1月31日 パブリックコメント実施
令和4年1月		
2月	26日 第4回男女共同参画推進協議会（新型コロナウイルス感染拡大防止のため ・パブリックコメント結果報告 書面開催に） 26日 男女共同参画推進講演会（令和4年度へ延期） 講演「気づくことから始まる、ジェンダー平等 ー住み続けたいくなる地域づくりへー」 （講師 平井 和子 氏）	
3月		

小山町男女共同参画推進協議会設置要綱

平成30年2月21日施行

(設置)

第1条 男女共同参画社会づくりの推進を図るため、小山町男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の提言及び助言に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の実施状況の調査に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会づくりの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織し、男女それぞれの委員の数は、委員の総数の10分の4以上とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識と経験を有する者
- (2) 公募により選考された者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、町長の定める課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後、最初に行われる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

小山町男女共同参画推進協議会委員名簿

令和3年4月1日現在（順不同、敬称略）

役職	氏 名	所 属 等
委員長	高橋 正彦	小山町教育長
副委員長	白井 芳廣	小山町民生委員児童委員協議会会長
委 員	湯山 久	小山町社会教育委員会委員長
委 員	大浦 栄子	小山町連合婦人会（推薦）
委 員	佐藤 きよ恵	小山町校長会（推薦）
委 員	池谷 正徳	小山町商工会（推薦）
委 員	丹羽 恒有	小山町企業懇話会（推薦）
委 員	山口 久美子	小山町PTA連合会母親委員会委員長
委 員	込山 功	公 募
委 員	山口 真知子	公 募
委 員	眞田 朋子	公 募
行政アドバイザー	平井 和子	一橋大学ジェンダー社会科学研究センター

第5次 小山町男女共同参画 社会づくり行動計画

発 行 令和4年3月

編 集 小山町教育委員会生涯学習課

〒410-1321 駿東郡小山町阿多野130

電 話 0550-76-5722

F A X 0550-76-5724

e-mail shougai@fuji-oyama.jp